

「雇用就農資金」に採択された経営体の皆様へ

農林水産省経営局

就農・女性課 雇用グループ

皆様方におかれましては、今後4年間この事業に関わっていただくこととなります。

その間、**人材育成、働き方改革、労務管理、農業版BCP(事業継続計画)**に関して参考となる資料を以下のとおり配布させていただきますので、ご活用いただければ幸いです。

資料8、9の「農業版BCP」は、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを予め取り決めておく計画です。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がりますので、是非、取り組んでいただくようお願いします。

資料1： 農業法人における従業員の人材育成ガイドブック（抜粋）

農研機構のHPから全体版をダウンロードできます。
非常に分かり易い資料です。

https://fmrp.rad.naro.go.jp/publish/management/HRM_Guide/



資料2： 農業の働き方改革

資料3： 〃 (経営者向けガイド)

資料4： 〃 (実践ワークブック)

資料5： 〃 (チラシ)

資料6： 適正な労務管理のために

資料7： 「m a f f アプリ」について

資料8： 農業版BCPについて

資料9： 農業版BCPパンフレット



農業法人における 従業員の人材育成 ガイドブック



令和3年3月

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
マネジメント技術プロジェクト

目次

I	人材育成が重視される背景	1
	1) はじめに	1
	2) 農業における人手不足	1
	3) 育成期間と給与面の課題	4
	4) 本ガイドブックの特徴	6
II	従業員の募集, 採用のポイント	7
	1) 従業員の募集・採用	7
	2) 採用ルートを選択	7
	3) 採用ルートを選択のポイント	10
	4) 従業員の採用方法	10
III	従業員の人材育成のポイント	12
	1. パート従業員の育成のポイント	12
	1) パート従業員の定着率向上に向けた組織づくり	13
	2) 従業員の作業能力育成	21
	2. 現場リーダー(農場長・班長クラス)の育成のポイント	23
	1) 現場リーダーの作業遂行マネジメント能力育成 4つのポイント	24
	2) 現場リーダー育成事例の紹介: 有限会社 山波農場(新潟県)	25
	3. 経営幹部の育成のポイント	32
	1) 経営幹部が必要とされる背景	32
	2) 耕種を中心とした農業法人のケース(法人 S)	32
	3) 施設野菜を中心とした農業法人のケース(法人 T)	34
	4) 経営幹部登用における留意事項	36
	4. 女性従業員の育成のポイント	37
	1) 女性従業員の雇用の背景	37
	2) 女性を雇用している法人で実施している人材育成・定着方策	37
	3) 女性従業員の各種方策に対する評価	38
	4) 女性従業員の採用前・採用時・採用後のポイントと留意点	39
IV	従業員に対する人事評価	41
	1) 従業員に対する人事評価が求められる背景と目的	41
	2) 農業法人における従業員評価制度の実例	41
	3) 従業員評価の反映方法	43
	4) 従業員評価を実施する上での留意点	43
V	コロナ禍, 労働安全への対応	44
	1) 新型コロナウイルス感染症への対策	44

2)	労働安全に向けた取組	45
3)	熱中症対策など	46
VI	職務満足度分析ツールの利用	48
1)	職務満足度分析ツールとは	48
2)	人材育成，労働環境の課題を示すツール	48
VII	参考情報：雇用就農に対する支援制度	50

I 人材育成が重視される背景

1) はじめに

昨今の農業就業者の減少と高齢化に伴い、農業労働力の確保・定着が喫緊の課題となっています。農林水産省の新規就農者調査をみると、2015年以降新規就農者数は微減しており、2015年の6.5万人をピークとして2018年には5.6万人に減少しています。その一方で増加しているのが雇用就農者の割合です。新規就農者数全体に占める雇用就農の割合は、2014年の13%から2018年には18%にまで拡大し、特に44歳以下の若い就農者においては39%に達しています。

この背景には雇用を導入する経営体が増加していることが影響しています。農林業センサスでみると、常雇い（7か月以上の期間を定めて雇った人）を導入した経営体は2010年の4.1万経営体から2015年には5.4万経営体に、常雇い人数は2010年の15.4万人から2015年には22万人にまで増加しています（図1-1）。農業労働力を確保するためには、従業員の人材育成が重要になっています。

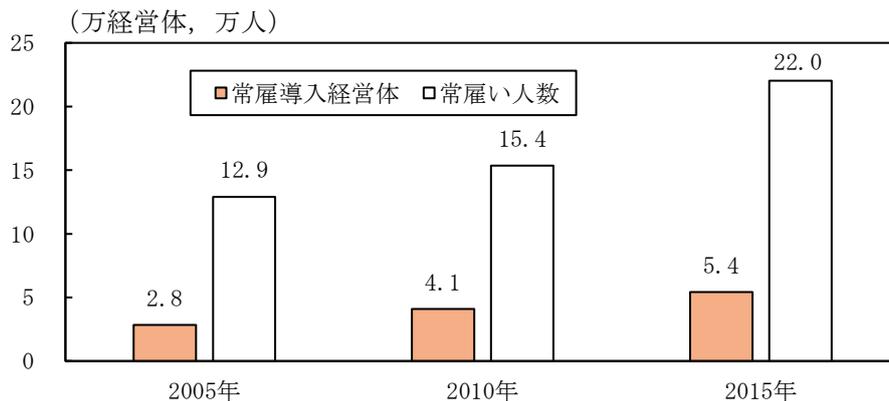


図 1-1 雇用導入経営体、常雇い人数の推移
(農業経営体)

資料：農林業センサス各年版

2) 農業における人手不足

一方、近年の農業法人においては、従業員の採用・確保が困難になっています。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、他産業の求人倍率は急速に低下する傾向にあるものの、農業においては求人数の方が多い状況が続いています。図1-2は2012年以降の有効求人倍率（パート除く常用）の推移について示しています。2012年以降、職業全体、農林漁業ともに、有効求人倍率は多少の変動はあるものの、上昇傾向にありました。特に有効求人倍率をみると、農林漁業の求人倍率は職業全体をやや下回っており、国内全体が人手不足の状況

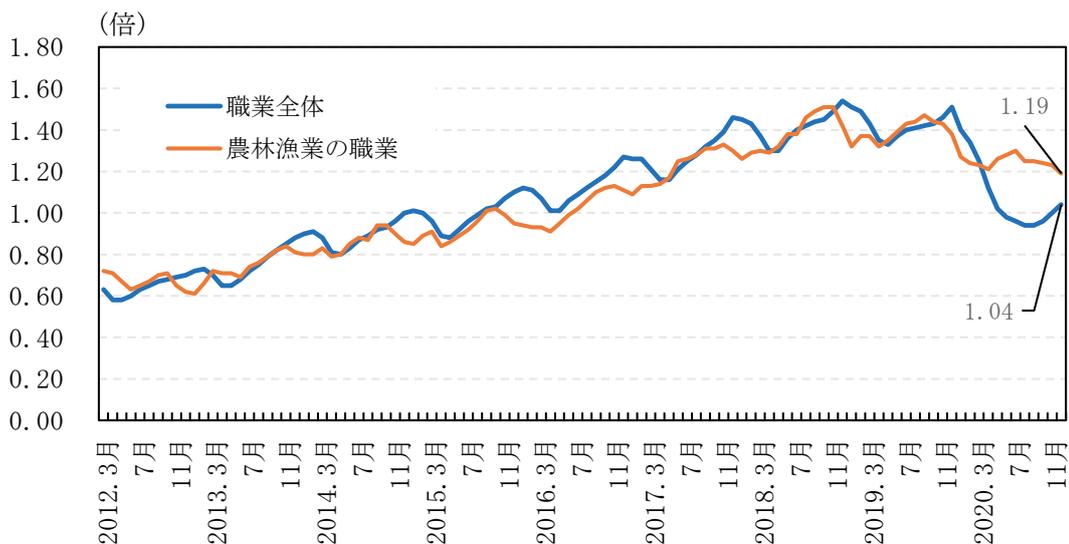


図 1-2 農林漁業の有効求人倍率（パート除く常用）の推移

資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

になっていたことがわかります。2016年以降は有効求人倍率が1を上回り、求職者の売り手市場になっていました。この傾向は2019年まで続きますが、2020年以降新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気の減退により、職業全体の有効求人倍率は急落し、1倍前後になっています。一方、農林漁業の求人倍率はそれほど減少しておらず、2020年12月においても1.19倍と求人数が上回る状況が続いています（図1-2）。また、地域の最低賃金は年々上昇しており、人件費を押し上げる要因になっています。

地域別にみると、図は省略しますが、北海道や南九州などの農業が盛んな地帯において人手不足はより深刻な問題となっています。そのため、従業員の確保に向けて職場環境の充実、住宅環境の整備など、様々な経営努力をしていく必要があります。

これまで農業に関しては、労働基準法上、労働時間に関する規定が適用除外とされるなど、法律上では農業分野の特殊性が考慮されてきました（表1-1）。しかし、非農家出身者が多数を占めている就職希望者にとっては、農業と他産業との垣根はなくなりつつあり、職業選択の1つとして農業法人への就職が選ばれる状況にあります。今後、農業分野で人材を確保していくためには、農業法人においても、他産業の中小企業と同様の労働条件を整備することが必要となっています。

農業法人における人手不足の問題は、主に3つの階層から生じています。1つは、農業生産に従事する現場作業員です。農業生産に従事し、栽培、収穫・出荷を担当する人達が不足しています。また、パート従業員の確保も重要な課題です。

表 1-1 農業において労働基準法の適用が除外されている項目

適用除外項目	他産業における法定	農業
・労働時間 (労基法第32条)	1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない(休憩時間を除く)	法定による労働時間の限度なし
・休憩 (労基法第34条)	労働時間が6時間を超えた時は45分以上、8時間を超えた時は1時間以上の休憩を与えなくてはならない	休憩についての定めなし
・休日 (労基法第35条)	1週間に少なくとも1日、又は4週間で4日以上の日を与えなくてはならない	休日についての定めなし
・割増賃金 (労基法第37条)	1日8時間、1週40時間を超える労働、法定休日と深夜に行った労働については、割増率に乘じた賃金を支払わなければならない	深夜労働に係る割増率以外の割増率は不要
・年少者の特例 (労基法第61条)	満18歳に満たない年少者を深夜労働に就かせてはならない	年少者へ時間外・休日労働及び深夜労働させることができる
・妊産婦の特例 (労基法第66条)	妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制、非定形的変形労働時間制を採用している場合であっても、1日又は1週間の法定労働時間を超えて労働させてはならない。時間外労働、休日労働をさせてはならない	時間外、休日労働をさせることができる(ただし、深夜労働はさせてはならない)

資料：全国農業会議所，総務省資料より作成

2つ目は、農場の管理・運営に携わる農場長クラスの従業員です。従業員数が増加すると従業員を指導、管理する人材が必要になります。中間管理職の役割を担う人材の育成は、経営規模を拡大するためにも重要な課題となります。3つ目は経営幹部層となる従業員の育成です。これらの3つの人手不足の問題は、対応策を分けて考える必要があります。

1つ目の農業現場の人手不足の課題に対しては、農業従事の間口を拓げ、農業従事ができる可能性がある人達に積極的に働きかけることが必要になります。具体的には勤務時間、勤務日をより柔軟に設定し、作業のマニュアル化、標準化を図ることで子育て、介護に従事している女性、高齢者など、多様な人材を受け入れる仕組みを整備することが必要です。また、外国人技能実習生、特定技能ビザによる外国人労働者などの受け入れ環境についても、状況に応じて整えていくことが求められます。

2つ目の農場長などの中間管理職の人材育成に関しては、これまでノウハウが十分に蓄積されておらず、各農業法人が試行錯誤しながら育成している状況にあります。そのため、農場長が育成されている農業法人の優良事例をもとに中間管理職の育成方策について考えていく必要があります。

3つ目の経営幹部層の育成に関しては、農場長の育成よりさらに事例が少ないものの取り組んでいる農業法人もあり、将来的には重要な課題となります。農業法人の経営者は、親族以外の従業員に対して将来的に経営者・経営幹部になる

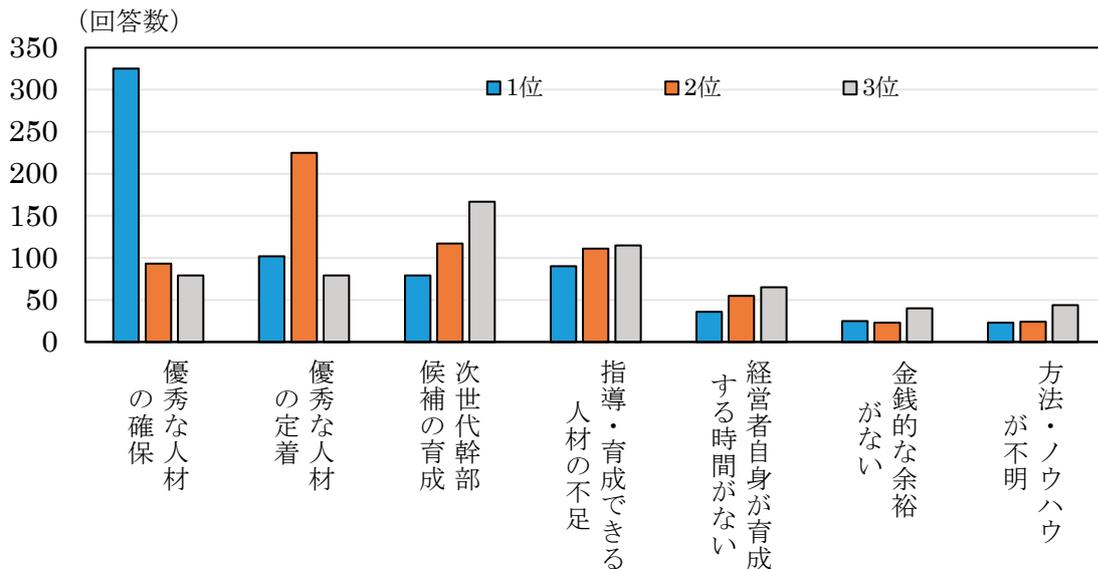


図 1-3 農業法人における従業員（正社員）の人材育成上の課題（上位3位まで）

資料：農業法人アンケート調査（2016年）

ことを期待している割合が一定程度あり、今後さらに増加することが予測されます。そのため、従業員から経営者・経営幹部をどのように育成するかが課題であり、この課題に関しても実際の事例をもとに、育成方策について考えていく必要があります。

実際、農業法人の経営者が抱える人材育成の課題は何でしょうか。公益社団法人日本農業法人協会を通じて、2016年に農業法人の経営者に実施したアンケート結果をみると、経営者が最も課題と考えているのが「優秀な人材の確保」で半数近くが1位にあげています。2位には「優秀な人材の定着」が多く、3位には「次世代幹部候補の育成」をあげる傾向にあります。農業法人においては、優秀な人材を確保し、定着を図った上で、次世代の経営幹部候補をどのように育成するかが課題となっているといえます（図1-3）。

3) 育成期間と給与面の課題

従業員の育成に関しては、採用後の労働環境の整備が重要となります。その際に農業分野の課題の1つが育成期間の長さです。

前述したアンケート調査において、「正社員が一人前になる（生産作業を満足に遂行できる）までに、どれくらいの期間がかかるか」について質問し、その結果をみたものが図1-4、図1-5です。

従業員の育成期間についてみると、一人前になるまでに2年以下とする経営者は全体の21%にとどまり、多くの農業法人で3年以上の育成期間がかかると回答しています（図1-4）。育成期間については「3年」と回答する法人が302経

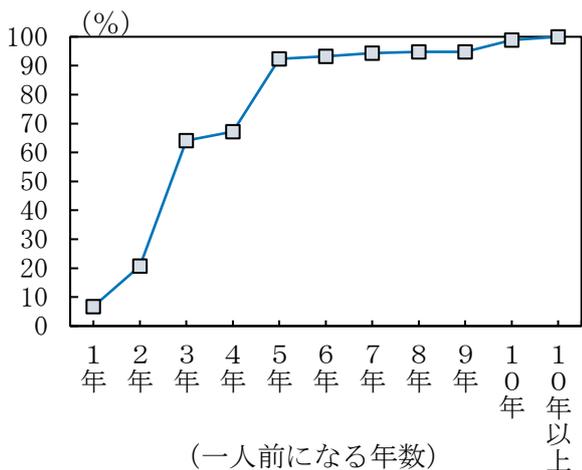


図 1-4 従業員（正社員）が一人前になるまでの年数（累積図）

資料：農業法人アンケート調査（2016年）

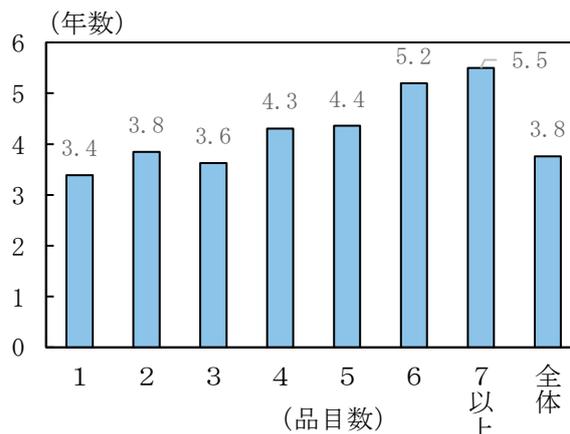


図 1-5 従業員（正社員）が一人前になるまでの平均年数（品目数別）

資料：農業法人アンケート調査（2016年）
注：10年以上に関しては15年として計算

営（43%）と最も多く、次に「5年」で175経営（25%）となっています。これらの結果からは、生産作業が満足に遂行できる一人前になるまでには、3年～5年という長期間の農業従事が必要となることがわかります。特に、農業法人で生産している品目数と一人前になるまでの平均年数との関係を見ると（図 1-5）、品目数が多い経営では、一人前になるまでの年数が長期間になる傾向にあり、平均で5年を超えています。これらの結果からは、従業員が生産技術を習得するための期間は、生産品目数などによって異なり、多くが3年以上の育成期間が必要と考えられます。

その一方で、別のアンケート調査結果（全国農業会議所「農業法人等従業員雇用定着のためのアンケート調査結果」2013年）からは、農業の場合、従業員が入社後3年までに離職する割合が45.7%に達しており、一人前になる前に退職している割合が高いことが確認できます。実際に農業法人で話を聞いていても、数年をかけて育成した従業員が中途退職するケースが多くみられます。

農業法人での長期的育成という視点でみた場合、もう1つの課題が給与水準です。前述した農業法人へのアンケート調査から、従業員（正社員）の年収額についてみると、平均年収は292万円、最も高い年収の従業員の場合で414万円になっています（図 1-6）。販売金額が大きい法人では年収額が高い傾向にありますが、他産業の中小企業と比較すると、年収額は低い状況にとどまっています。

自社内で農場長、経営幹部を育成するためには、これらの課題に対応した上で、長期的な視点によるキャリアパスの整備が求められます。そのためには各従業員の育成目標に対応した人材育成、及び労働条件の整備が重要になります。

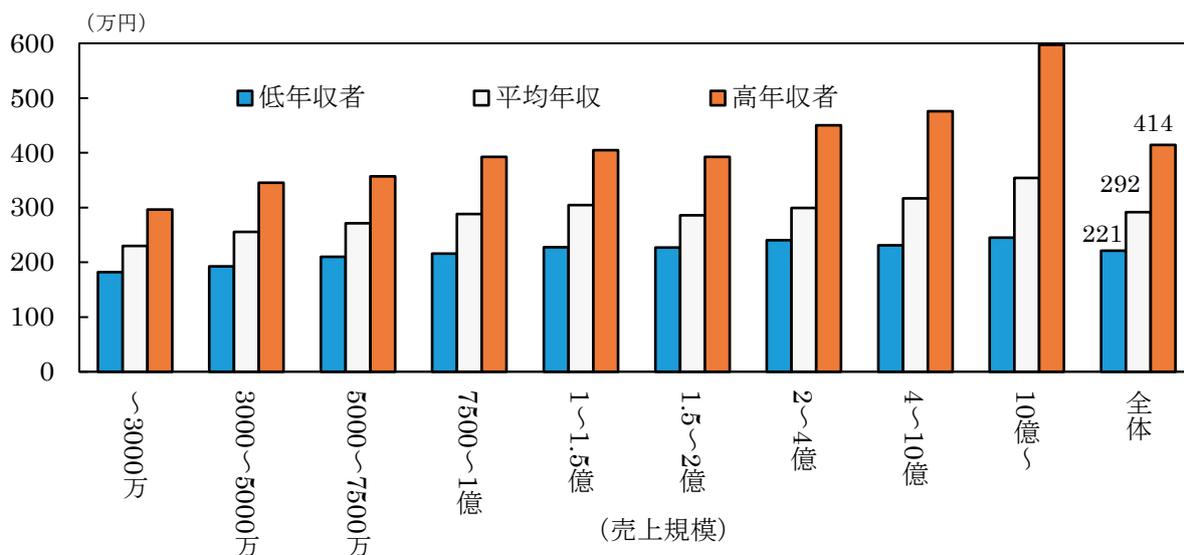


図 1-6 従業員（正社員）の年収額（税込，諸手当含む，売上規模別）

資料：農業法人アンケート調査（2016年）

注：低年収者は従業員の中で年収額が最も低い人、高年収者は年収額が最も高い人を示している。

4) 本ガイドブックの特徴

本ガイドブックでは、農業法人における従業員の人材育成のポイントについて提示しています。本ガイドブックの特徴は、以下の点にあります。

第一に、従業員の人材育成について、パート従業員，農場長クラス，経営幹部といったように育成したい役職に応じて育成のポイントを示している点です。農業の人材育成に関しては、将来、どのような役職につかせたいのか、経営者がキャリアパスを考えておくことが重要になります。このような要望に対応するために、希望する役職に応じた人材育成のポイントを整理しています。

第二に、従業員の人材育成に関して、具体的な事例をもとに説明していることです。農業法人の従業員の人材育成に関しては、まだ取組を開始して間もない経営が多い状況にあります。農業法人においてはノウハウ，経験も少なく，各法人が試行錯誤しながら従業員の育成に取り組んでいる状況にあります。そのため，先進的な経営がどのように取り組んでいるかを具体的に示すことが参考になると考えています。

第三に、従業員の人材育成について、採用から育成，評価のポイント，労働安全，定着のためのツール紹介といった多様な視点から人材育成のポイントがまとめられている点です。従業員の人材育成に関しては，法人の組織形態，作目，従業員数などによって大きく異なります。そのため，人材育成に関しては，それぞれの経営の特徴に応じて，ツールなどを活用しながら，より効率的に対応することが必要となります。

（澤田 守）

農業の「働き方改革」関係資料

日本の人口は2011年から減少に転じ、他産業との人材獲得競争の中で、農業を職業として選択してくれる方々をいかに増やすかということが喫緊の課題となっています。

農林水産省では、農業界で魅力のある職場環境づくりが進み人材確保に資するよう、農業経営者や有識者等からなる農業の「働き方改革」検討会を開催し、①農業の「働き方改革」経営者向けガイドブックを取りまとめるとともに、②実践ワークブックを作成しました。また、農業の「働き方改革」の取組について、農業経営者の皆様から応募いただいた宣言を紹介する、③働き方改革実行宣言の特設サイトを開設していますので、是非ご活用ください。

(添付資料)

① 農業の「働き方改革」経営者向けガイドブック

農業経営者の取組のヒントとなる、現場の実例をもとに整理した具体的な手法について取りまとめを行いました。

② 実践ワークブック

農業の「働き方改革」経営者向けガイドブックに完全準拠しており、書き込みながら考えることができるようになっています。

③ 農業の「働き方改革」実行宣言募集のお知らせ (チラシ)

“農業の「働き方改革」実行宣言”とは農業経営者の方に、生産性が高く、「人」にやさしい職場環境作り（働き方改革）の取組について、目標を立てて宣言をしていただく企画です。応募された宣言は、「農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト」（全国新規就農相談センター内）で紹介しています。随時参加者を募集していますので、皆様、積極的な参加をお待ちしております。

(参考)

農業の働き方改革に関する農林水産省ホームページURL

URL : <http://www.maff.go.jp/j/study/work/index.html>

(問合せ先)

農林水産省経営局就農・女性課
雇用グループ

TEL : 03-6744-2162

農業の「働き方改革」 経営者向けガイド

2018年3月

農業の「働き方改革」検討会

目 次

1 今こそ農業経営者に「働き方改革」が必要なとき	… 1
2 「働き方改革」への3つのステージ	… 3
ステージ1 経営者が自らの働き方を見つめ直す	… 3
ステージ2 「働きやすい」「やりがいがある」実感できる職場を作る	… 5
ステージ3 人材を育成し更に発展する	… 13

別冊参考資料

- (1) 農業の「働き方改革」主要品目ごとの課題と経営者の取組(例)
〔農業の働き方は品目によって異なることから、別冊参考資料として作成しました。〕
- (2) 活用可能な施策一覧
- (3) 経営体別先進モデル事例
- (4) 第2回農業の「働き方改革」検討会 in 都立園芸高校生徒事前レポート集
- (5) 農業の「働き方改革」現場からの意見とアイデア
- (6) 農業経営体で雇用されている方向けアンケート調査結果
- (7) 「働き方改革」に資する技術について



都立園芸高校で開催した第2回農業の「働き方改革」検討会の模様

1 今こそ農業経営者に「働き方改革」が必要なとき

なぜ、農業経営者に働き方改革が必要なのでしょう？

「昔は農繁期になると近所の人に頼めば手伝いに来てくれた人がたくさんいたのに、今は地域の人が減っちゃったね・・・」

「高齢で農業をやめる人が増えていて、『代わりに農業をやってくれ』という願いはたくさん来るから、自然と規模拡大するのに、求人しても人が集まらないので、自分の思うような農業ができない・・・」

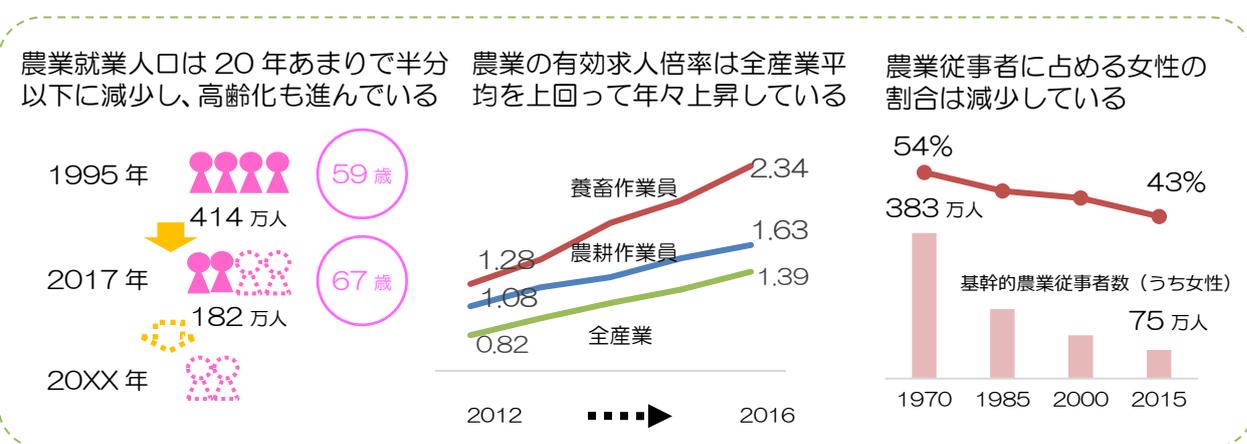
「事業を発展・継続させたいけど、どう一歩を踏み出したら良いか分からない・・・」

こんな悩みをお持ちの方はいませんか？

実は、このような人手不足の問題は、何も農業・農村だけの問題ではありません。日本の人口は戦後ずっと伸びてきましたが、少子高齢化の影響により、2011年から減少に転じ、直近1年(1億2,679万人→1億2,656万人)で23万人も減少しています。2050年には日本の人口は1億1,920万人にまで減少すると予想されています。

こうした状況では、今までと同じ農業のやり方、人の使い方は続けていられませんし、農繁期だけ働いてくれるような人はなかなか来てくれません。まして、地域農業を維持しようと思ったら、農業者一人当たりの経営規模は自然に拡大しますが、それに見合った人の補充は困難です。

加えて、自分が何年か先に事業を承継しようと思えば、若い人たちのニーズに合わせた働き方を今から導入していかなければなりません。



意識改革につなげていくことが重要です！

働き方を見直し、若い人も働きやすい、作業を省力化する最先端の技術を活用してみる。労務管理の考え方を導入してみる。生産のやり方も働き方の改革につながるものに変えていく。

そうした努力を今行えば、「やりがいのある」「カッコいい」「稼げる」農業を実践することにつながります。農業「経営者」としての意識改革が、人手不足の今こそ必要なのです。このことは、経営の大きさによって違いはあるものの、法人経営でも個人経営でも同じです。

人手不足の時代に自分が思うような経営を行うには、他産業との人材獲得競争に勝ち抜かなければなりません。農業は「特別だから」という考えを変えて、いかに農業が「選ばれる」かに向けた努力を行いましょ。

働き方改革を実現していくために

この検討会では、農業の働き方改革のアイデアを求めて、農業者からのヒアリング、農業高校生との意見交換、経営者・雇用者向けアンケートや、web アイデア募集等を行いました。

この検討会で意見を述べた農業高校生は「新しいことができるチャンスがある」「消費者に喜んでもらえるのが魅力」「社会に貢献できる」「好きな動植物と一緒にいられる」等と農業への大きな夢を持っていました。また、全国には「世界一の農業法人になる」ことを目標にするという農業高校生もいます。こうした若者たちの農業への関心を就農につなげていくことが必要です。

それには働き方改革を先行して実践する経営者が参考になります。

- ・ 労働時間の短縮などに取り組むメガ・ファーム、
- ・ 子育て中の女性の活躍に積極的に取り組む農園、
- ・ 夏の農業×冬のスノーボーダーという繁閑を活かした勤務体系を導入した農場など、これまでの農業の「常識」にとらわれず、様々な工夫で魅力的な働き方を可能とする職場作りを実践する経営が現れてきています。

さらに、農業経営にもマーケティングや財務管理、人材マネジメント等、求められる内容が高度化しており、経営者がやるべき仕事が増えています。AIやロボット等、農業の効率化・省力化を実現する最先端技術もどんどん登場していきます。こうした情報を経営者自らが取りに行く姿勢が重要ですし、目的意識を持って採算性など自らの経営に合わせて取捨選択し使いこなすスキルが必要です。

「選ばれる」経営体に共通するのは、経営者の意識が高く、どうしたら生産性が高く、かつ「人」にやさしい環境作りができるかということを経営者が考え、取り組み、実現していることです。これが「働き方改革」なのです。

本検討会では、農業の「働き方改革」に取り組む経営者が増え、農業がより魅力的な職業となるよう、議論を重ね、

- ・ 「働き方改革」に向けて段階的に農業経営者が取り組む具体的な手法
- ・ 個々の経営者の取組をサポートするために必要な事項
- ・ 理解と共感を広めるための推進手段

について、取りまとめを行いました。各項目にある具体例は、全て現場で実際に行われているものです。

農業経営者の皆さん、今こそ「働き方改革」に取り組みましょ！

2 「働き方改革」への3つのステージ

農業経営者が「働き方改革」に取り組む際のヒントとなるよう、先進的に取り組む経営者等との意見交換等を通じて得られた実例をもとに、何からどのように取り組むのかについて、3つのステージを設定しました。

ステージ1 経営者が自らの働き方を見つめ直す

自分以外の誰かと一緒に働くときは、経営者である自分の考えに賛同を得て、気持ちよく働いてもらうことが重要です。他人のことが分かるためには、まず自らの働き方を見つめ直す必要があります。特に、事業を承継するタイミングは働き方を大きく見直す絶好のチャンスです。

＜経営を可視化する＞

- 1.1 経営上の課題(必要な所得が得られる生産面積・作目の種類や販路となっているか、季節や月・日毎の作業量を平準化できないか、人員や作業手順、職場環境に無理がないか、技術や設備への投資は計画的か、財務管理は適切か等)を洗い出します。
- 1.2 経営者の頭の中にしかない情報を書き出し、見えるようにします。

＜従業員の立場に立って、自らの経営を見つめ直す＞

- 1.3 もし自分が従業員として入った場合にやりがいを持って働くことができるかという視点から自分の経営を客観的に検証してみます。
- 1.4 自分だけでは見えていない課題が見えるよう、自分以外の人(広い意味で右腕となるような人)の意見を聴いてみることもおすすめします。

具体例

＜経営者の頭の中にしかない情報を書き出す。自分以外の人意見を聴いてみる＞

- ① これまで創業者の頭の中にしかなかった様々な情報(生育ノウハウ、ほ場の情報、集落の情報(あの集落にはこういうおじさんがいる))について、記録・可視化し、従業員との共有が進んできた。
- ② 労働環境の整備や休日の設定で先代の父親と衝突が多かった。人材育成や経営継承を進めていく中で、外部の方にすごく助けもらった。経営の内部のみで色々なことを変革していくには限界があると感じた。特に普及指導員と日本政策金融公庫の職員、税理士に入ってもらい、提言やアドバイスをもらいながら改善に取り組んだ。

<積極的に情報収集する>

- 1.5** 今後の経営展開を考えるために必要となる市場の動向等や、最新技術、国の施策等について積極的に情報収集します。

※ 農水省・農業経営者 net (facebook)

- ・農業者が活用できる農林水産省全体の事業情報(事業概要、公募期間、応募ページへのリンク等)や、役立つ記事を配信。
- ・”農水省・農業経営者 net”にアクセスし、いいね！を押してフォローすることにより最新の記事が届きます。 <http://www.facebook.com/nogyokeiei>

※ アグリサーチャー(農業研究見える化システム)

- ・生産者と研究成果をつなぎ、最新の研究成果を提供する検索システム。
- ・約 30,000 件の研究情報と約 4,000 名の研究者情報を収録した農業の未来を作るプラットフォームです。 <http://mieruka.dc.affrc.go.jp/>

<経営理念や目標を作る>

- 1.6** 洗い出された課題を参考にしながら、かなえたい夢を考え、経営理念を作ります。それを達成するための具体的な数値目標(所得、生産量・作目の種類、農地、必要な人材・人数、労働時間、職場環境、技術・設備等への投資計画等)を設定します。

具体例

<経営理念の具体例>

- ① 「農業で世界中に驚きと笑顔を」
- ② 「大切な人に伝えたい味」「女性のキャリアアップをあきらめない」「新たな農業の形を創りあげる」。
- ③ 「農業生産法人として人・自然に感謝し、心豊かに社会貢献します。」

<経営理念を実現するための数値目標を作る>

- ① 小学校3年生のときには「日本一の牧場を作る」という志を持っていた。経営規模の大小ではなく、「何を思って、何を志すのか」しっかりしたビジョンを作り、そのビジョンをしっかりと実現するために「見える化」「数値化」をし、「数値目標」を立てた。「何をしたいのか、どうなっているのか、何を变えたいのか、そしてどうやって問題を解決するのか」というサイクルを回せるようにし、色々な人が入って活躍できるように公平な評価制度を導入した。

ステージ2 「働きやすい」「やりがいがある」実感できる職場を作る

清掃や書類整理など、個人の小規模農家でもできることから一つ一つ改善に取り組んでいきます。

正社員として通年で雇用するためには、年間の作業量の平準化が重要です。人を雇うときは、基本的な労働法等を理解しましょう。その上で、従業員が「働きやすい」と感じられるよう、給与体系を明確にする、農業の特性を活かして労働時間を短縮する、休みを取りやすくする、等の環境作りを進めます。

また、従業員が「やりがいがある」と感じられるよう、経営理念や、担当してもらう業務とその意義を説明します。従業員が多くなると口頭だけでは情報共有が難しくなることから、SNS 等を活用して記録を残すなど工夫してみましよう。

採用後のミスマッチがないよう、必要とする人材像や事業内容を明確にした募集・採用をしましょう。受入前のインターンシップも有効です。

＜できることから改善を積み上げる＞

2.1 清掃や書類の整理など目に見える、できることから、改善を積み上げます。

具体例

＜できることから改善する＞

- ① 事務所の掃除、書類整理から始めた。簡単で、かつ目に見えるところを変えることに意味があり、パートさんも「誰かが来て掃除を始めた」「きれいになって気持ちが良い」「次は何をやるのか」等意識が変わった。
- ② 資材置場の整理整頓、直売所のPOPを考える等の数百件の小さな経営改善を積み重ねながら一つ一つに取り組んだ。
- ③ 就農後まもなくGAP(生産工程管理)に取り組み、今まで農業においては当たり前だと思っていたことが、実は非常識だということを学んだ。若いうちに学ぶことが大事だと感じた。



100を超える小さな改善
(阿部梨園 栃木・梨)



就農後まもなくGAPに取り組んだ
(アルファーム会津氏 青森・りんご)

- ④ 道具の整理整頓から始めた。はさみ1本に至るまで、道具を持ち出したら自分の名前が付いた札をその場所の釘に掛けておく。誰が持ち出しているかすぐ分かり、無くさなくなった。毎日夕方に確認してSNSにアップすることで、無くした日がすぐ分かるようになった。

全ての道具の置場が決まっていて、持ち出すときは名札を掛ける
(ベジーツ 長野・野菜)



<作業を平準化する>

- 2.2** 正社員として通年で雇用ができ、所得が確保できるよう、年間の作業の平準化に取り組めます。

具体例

<農繁期の作業ピークをならす>

- ① 冬や雨の日でもできる作業のリストを作成し、無駄な作業を減らしたり、忙しくない時期に作業するなど、農繁期の作業のピークをならした。

<経営の複合化等により、年間の業務量や収入を確保する>

- ① 県外に移動せず通年雇用ができるよう、野菜の作業が全くできない1～3月に^{せんてい}剪定作業があり、労働時間も短い栗の栽培に取り組んだ。
- ② 米と野菜等を組み合わせた経営により、年間を通じた作業量を確保しつつ、12～2月の間は休日を増やした。
- ③ 通年雇用ができるよう、ドライフルーツや菓子、アイスクリーム等の製造、カフェの営業、イベントやネット販売等6次産業化に取り組んだ。
- ④ 農業共済に加入する等、不測時にも経営を継続し、従業員に給与が支払えるよう備えた。
※2019年1月から始まる収入保険は、農業共済でカバーされる自然災害だけでなく、価格低下等による収入減も対象となります。

<農業経営の特性に合った就労条件を作る>

- 2.3** 年間カレンダーを作り、週所定労働時間、月平均所定労働時間を把握します。基本的な労働・社会保険関係法令の内容について理解し、雇用契約書、就業規則、就業環境整備等、基礎を作った上で、柔軟な働き方を工夫します。
- 2.4** 労働基準法の労働時間等の規定の適用除外だから何もしなくて良いで終わるのではなく、1年単位の変形労働時間制を準用するなど、仕事の内容を柔軟に組み立てられる農業の特性を活かして適正条件を工夫します。

2.5 出産時や育児休業中の給付金や社会保険料免除(休業前手取り賃金の8割程度が補てんされる)、60歳以上の高年齢雇用継続給付など、公的給付についてしっかりと従業員に説明します。

2.6 子育てや自由な時間の充実、副業等働き方に様々な要望を持つ人材が活躍できるよう、短時間勤務や農閑期の休職制度等の柔軟な就労体系の導入等を行います。子供の行事や冠婚葬祭等に休みやすい環境作りに取り組みます。

具体例

<休みやすい環境を作る>

- ① 冠婚葬祭・子供の学校行事・私的旅行などに従業員それぞれが参加できるよう情報を共有した。短時間勤務やフレックスタイム制度、基本的に残業なし、等により定着率も向上した。
- ② 年間作業スケジュールを作成した。一年でどの時期が農繁期になるのかが一目で分かるよう表にし、それを踏まえて従業員に休みの希望を考慮してもらうようにしたので、農繁期でも一定の人員確保ができ人手不足がなくなった。
- ③ 経営規模に対して労働力がギリギリになっていないかを見極め、「仕事がある分、終わるまで働く」のではなく、「仕事量を把握して、1日の労働時間で終わられる」スケジュールを立てた。
- ④ 子育て中の女性を積極的に採用した。「お互い無理せず働ける環境」となるよう、余裕を持った人数を雇い、別の方がフォローできる体制を作った。仕事が少ない時期があることを説明した上で雇用契約を結んだ。

<農業の繁閑を活かした柔軟な就労体系を作る>

- ① スポーツ選手のダブルキャリア、セカンドキャリアとして農業に従事してもらうことを可能とするため、労働時間を短くしたり、変形労働時間制や冬季休職制度等を導入した。
- ② 農繁期は集中して働き、農閑期はスキー場や旅館でアルバイトをしながら、長期の旅行やスノーボードを楽しむ環境をアピールした。
- ③ 酪農家でパート従業員として働きながら、仕事の隙間となる昼間の時間でアーティストとして創作活動ができる受入条件を整えた。
- ④ 繁忙期の異なる他品目生産の農業者や、他産業の企業等と人材の融通をした。また、夏休みの繁忙期にアルバイトの学生を雇用すれば、学生には農業体験を兼ねることができ、経営側は繁忙期の業務の平準化を実現でき、お互いにメリットになった。



夏の農業×冬のスポーツを可能とする就労体系を導入した(有限会社穂海農耕 新潟・米)

2.7 清潔で快適な職場環境の整備、労働安全の確保に努めます。

具体例

＜清潔で快適な職場環境を作る＞

- ① ほ場のトイレ、更衣室の設置。ほ場の清掃を徹底し、そのまま保育園の送り迎えに行ける清潔な職場環境を確保した。



子育て中の女性が働きやすい職場環境に取り組む
(株式会社ドロップファーム 茨城・フルーツマト)

- ② 着替えや荷物が汚れずに置けるようロッカーを設置した。
夜中の作業もあるので畜舎近くに仮眠や休憩ができるコンテナハウスを設置した。



(鹿児島黒牛美由紀牧場 鹿児島・肉牛)

- ③ 夏の熱中症対策のため、作業を午前中の早い時間と夕方の涼しい時間帯に行うこととした。

＜データ化、情報共有、マニュアル化をする＞

2.8 作業内容や労働時間等のデータの記録に従業員と取り組みます。従業員の意識に定着し、理解が得られるまで辛抱強く継続します。

具体例

＜データを記録する＞

- ① ICT を活用して、データを記録することについて重点的に取り組んだ結果、従業員に、次の段階ではその蓄積されたデータをもとに改善を考えるPDCAのような意識が芽生えてきた。売上高、収穫量、労働時間の削減等の目標の共有化ができるようになった。さらに、自分が担当している作業時間を年間何%削減する、担当している部門で売上何%アップを達成するといった目標を持つ社員が増えた。
- ② データを記録することについて、従業員への意識の定着は5年以上要しており、辛抱強く続けることが必要。「数字を洗い出さないと給料が増えない」「自分で目標設定して達成することが、会社の売上げにつながり自分の生活につながる」と言い続けることで定着してきた。

- ③ 農業に多い「紙・帳票」や「無駄な転記作業」「手書き作業」といった業務を無くしていき、経営に資するデータを集めて、意思決定スピードを上げる環境作りに取り組んできた。

2.9 従業員が役割分担を理解し、自ら考えて働けるよう、業務内容のマニュアル化を進めます。

2.10 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用して、経営者の考えや作業の進行状況等、情報を共有します。ほ場から離れた場所から指示を行う等、労働時間の短縮に取り組みます。

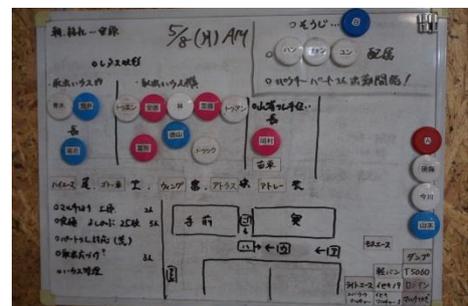
具体例

＜業務内容をマニュアル化する＞

- ① 作業のマニュアル化・見える化を進めたことにより従業員の失敗が減り、作業効率も上がり、経営者は自分の経営の仕事に専念できる時間が増えた。
- ② 栽培・出荷作業のマニュアルを作る際、写真や動画を盛り込んだり、従業員と一緒に議論しながら自分たちの言葉で表現を記載した。どの作業も全従業員ができるようになり、誰が休んでもフォローできるようになった。
- ③ 作業の仕方を教えるというより、何のためにその作業があるのか考えるためのツールとして全ての作業にマニュアルを作った。若い社員が年上のパートさんや外国人実習生等に会社の考え方や仕事の説明をするときに、若手でも自信を持って教えることができるようになった。
- ④ 月別作業スケジュールを作成し、どの作業をいつまでに終わらせなければいけないのかを明確にした。従業員が自ら考え、作業してくれるようになり、指示待ちがなくなり効率が上がった。
- ⑤ 従業員に終業時刻の 15 分前に作業を終え、作業日誌を記入するよう指導するようになった。文字だけでなくタイムスケジュールがある日誌を用意したので、時間で動く癖がつき、従業員の 1 日の作業量が増えた。
- ⑥ 車を停める位置や向き、名前を書いたマグネットを職位別に色分けし、バランスが一目で分かるようにした。朝礼、昼礼、ミーティングなどを利用して業務確認を業務時間内に行うようにした結果、パートさんを含めてその日、自分がどこで何をやるのかが確認できる状況になり、この3年間は残業が一切ない。



作業マニュアル(目的、考え方、ポイント等を記載)
(ベジーツ 長野・野菜)



朝礼等で業務確認を行うボード
(ベジーツ 長野・野菜)

< SNS 等を活用して効率的に情報共有する >

- ① 指示が社長の思い付きだったり、会議後のペーパーが保管されておらず社内情報がバラバラだったが、SNS を使って社内の全ての情報(写真付きの農作業の情報、備品の申請、日報等)を共有するようになった。
- ② SNS で現場外からも作業内容の指示を出したり、ほ場の様子のチェック、問題点の報告と確認ができるようにして、業務が効率化した。

SNS で現場の状況を確認
(ベジアーツ 長野・野菜)

外葉の張りがイマイチだが、水分が多い分結球が南面より早い!

サイズが少し小さいので追肥したら少し変わりそう!



05月19日(金)06:27 未処理 いいね!

- ③ ぶどう・バナナ・ハウス等、作業管理別に従業員のLINEグループを作り、作業内容や作業状況を密に共有し、作業ミスを防ぐことができた。また、休んでいても仕事の進行状況を把握できるので、休日明けでもスムーズに作業に取り組めるようになった。LINEグループのおかげで従業員からいろいろな意見やアイデアも出るようになり、チームワークが深まった。

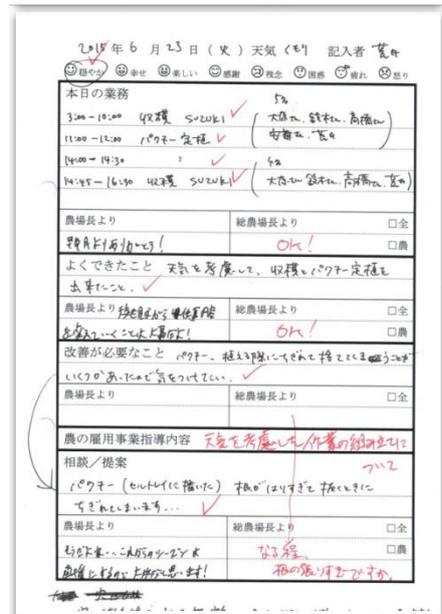
< 意見を言いやすい環境や、公平な評価制度を作る >

2.11 経営者として従業員に対する使用者責任を自覚し、従業員が意見を言いやすい環境、意見を改善に反映する仕組みを作ります。また、従業員を公平に評価できる仕組みを作ります。

具体例

< 意見を言いやすい環境を作る >

- ① 従業員と経営理念や経営目標を共有するようになった。
- ② 従業員一人一人の性格を理解して指示をするようになった。
- ③ 従業員と細かくコミュニケーションを取り、お互いの意識を理解し合って適切な人間関係を築く。担当業務の役割の重要性を実感してもらい、目標も持ってもらうようになった。
- ④ 従業員間のミーティングを定期的に行うことで、自主的に仕事を分担しながら、より良い成果を出そうと取り組んでくれるようになってきた。
- ⑤ 日報によるコミュニケーションを重視しており、その日の仕事、よくできたこと、改善が必要なこと、相談・提案等の項目。仕掛けとして感情を示す顔のアイコンがあり、疲れた顔を選んだ社員を迅速にフォローするようになった。



日報を活用したコミュニケーション(ベジアーツ 長野・野菜)

- ⑥ 定期的に全社員と個人面談を行い、雑談しながら従業員一人一人がこれからやっていきたいことを確認するようにした。

＜意見を改善に反映する＞

- ① 従業員から改善の提案があったとき、すぐに改善できることは翌朝の朝礼で発表し皆でやってみようと提案するようにした。少し議論をして仕組みを作った方がよいという提案については、SNSに提案をためておき、月に1回の会議でまとめて議論することにした。

＜公平な評価制度を作る＞

- ① 基準が明確な評価制度と、評価制度とリンクした給与体系を構築した。
- ② 公平な評価制度を構築するために、従業員全員が SNS を使い勤務希望を提示し調整した上で、各自の勤務実績を数値化して共有した。能力給も導入することで従業員同士が切磋琢磨し、効率アップした。数値化により各自の目標設定や全体収量目標の提示も可能になった。

(参考)

「農業者・農業法人労務管理のポイント(平成28年2月農林水産省・厚生労働省)」から抜粋

＜労働契約を結ぶ＞

- ① 使用者は、労働者に対して重要な労働条件(契約期間、仕事の場所・内容、始業・終業時刻、休憩時間、休日・休暇、賃金等)を書面で示して、労働契約を結ぶ必要があります。
- 労働条件は、原則として労働者と使用者の合意により決まりますが、労働基準法で定められた労働条件の最低基準を下回る労働条件については、無効となり、労働基準法で定める基準となります。

＜安全衛生教育をする＞

- ② 農業には、農業機械や農薬を利用するなど、危険を伴う作業があります。労働者を雇い入れた場合や作業内容を変更した場合、使用者はその業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。

＜就業規則を作る＞

- ③ 労働者が常時10人以上いる職場は就業規則(労働条件の他、職場内の規則等について労働者の意見を聞いた上で使用者が作成するルールブック)の作成が義務付けられていますが、職場の秩序を保ち、労働条件と経営の安定を図るとともに、無用なトラブルを防ぐためにも、労働者の人数が10人未満であっても作成することが望まれます。
- また、作成した就業規則は見やすい場所に掲示する等により労働者に周知する必要があります。なお、労働基準法を下回る労働条件については、その部分は無効となります。

＜労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する＞

- ④ 労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。
- 労働者が業務上負傷等をした場合は、使用者は療養に必要な費用等を補償する義務がありますが、労災保険により補償が受けられる場合は、使用者は補償する必要はありません。
- 法人事業所、労働者常時5人以上の個人事業所は加入が必須です。

- ⑤ 雇用保険は、労働者が失業した場合等に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付等を行う制度です。

法人事業所、労働者常時5人以上の個人事業所は加入が必須です。

<社会保険(健康保険・厚生年金)に加入する>

- ⑥ 健康保険は、生活の安定と福祉の向上を図るため、疾病、障害等の費用負担を軽減するための制度です。法人事業所は加入が必須です。

- ⑦ 厚生年金は、生活の安定と福祉の向上を図るため、老齢、障害等について保険給付等を行う制度です。法人事業所は加入が必須です。

(参考)

「農業法人が加工・販売に取り組む場合の労務管理のポイント(平成 26 年6月農林水産省・厚生労働省)」から抜粋

<原則:農業には、労働は労働基準法のうち労働時間等は適用外です。>

- ① 農業は、その性質上天候等の自然条件に左右されることから、労働時間、休憩、休日に関する規定は適用除外となっています(労働基準法第41条第1号)。なお、それ以外の規定については、適用除外とされていません。

<6次産業化に取り組む場合は、労働基準法の適用に気を付けてください。>

- ② 労働基準法の適用単位は事業場であり、主に場所的観念で判断されます。同一の経営主体であっても、農産物の販売を行っている事業場については商業として、農産物の加工等の業務を行う事業場については製造業として、それぞれ、労働時間等の規定を含めて、労働基準法が全面的に適用されます。

<事業場の業種については、主たる業務で判断されます。>

- ③ 事業場の業種については、そこで行われている主たる業務が何かにより、判断されます。例えば、農業生産、加工、販売を行う農業法人の事業場の主たる業務が食料品製造業と判断された場合、農業生産に従事している労働者にも労働時間等の規定が適用されます。

★事業場が農業以外であった場合の就業規則の作成の注意点

<始業・就業時間、休憩時間>

- ④ 労働基準法上、農業以外の業種に該当する場合には、始業・終業の時刻を定めるときに、1週40時間かつ1日8時間(休憩時間を除く)を超えないように定める必要があります。

- ⑤ 休憩時間については、労働時間が1日6時間を超え8時間以下の場合には、少なくとも45分、労働時間が1日8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与える必要があります。

<休日>

- ⑥ 労働基準法上、農業以外の業種に該当する場合には、休日は、毎週少なくとも1回与える必要があります。例外として、4週間を通じて4日以上与える方法も可能です。

ステージ3: 人材を育成し更に発展する

規模が大きくなってくると、経営者は経営に集中できるよう、部門を分けて、現場を任せる人材が必要になってきます。生産部門を任せる農場長など、組織を担う人材を計画的に育成・確保し、更に経営発展しましょう。

このステージになると、地域の農業者と共存共栄できる環境作りも重要になってきます。地域の農家と連携した取組を始めるなど、自らの経営と地域農業が同時に発展できるように取り組み、社会的な価値を高めていきましょう。

＜経営発展に不可欠な人材を育成・確保する＞

3.1 農業になじみのない人材にも理解してもらえよう、自分の経営理念や目標、事業内容について、自社のHPやSNS等で発信・説明します。

3.2 採用後のミスマッチを防ぐことができるよう、欲しいのは正社員なのか、パートなのか、幹部なのか、労働力なのか、後継者なのか等必要な人材像を明確にして募集・採用を行います。採用前のインターンシップも行ってみましょう。

具体例

＜発信を工夫する＞

- ① 人材募集時に職場環境と仕事内容をチラシに写真で分かりやすく見せるなど、なるべくオープンにすることで、ミスマッチの確率も低くなり、応募人数も増えた。
- ② 若い世代を意識してSNSで積極的に業務内容を発信した結果、定期的に大学生が来てくれるようになり、彼らを通じた同年代への情報伝達もできるようになってきた。

＜多様な人材を確保する＞

- ① 農業への適性を見極めるため、採用前にインターンシップ受入れを行った。
- ② 子育て中の女性を積極的に採用した。従業員が同じ学校行事で休みが重なるような事態にならないよう、幅広い年齢層をバランス良く採用した。
- ③ 社内業務を見直し、業務の切り出しを行い、障害者雇用に取り組んだ。
- ④ アルバイトの人数が10人になって目が行き届かず仕事が回らなくなってきた。自分の思ったように農産物が畑でできない壁にぶつかり、きちんと会社の思いを理解してくれる正社員の雇用・育成に取り組むこととした。



会社の思いを理解する正社員を雇用・育成している(ベジーツ 長野・野菜)

3.3 人材の適性や組織で担う役割(作業員、管理者等)に応じた育成を心掛けます。将来の選択肢(キャリアパス/昇給/独立支援等)を提示し、従業員のモチベーションを高めましょう。

3.4 単に生産技術的な指示だけでなく、人格や生活態度等も含めた総合的な観点から、全人的な指導をします。

具体例

<人材を育成する>

- ① 従業員が社長ともう1人しかおらず、社長が農場の管理と営業の中心を担っていたとき、もう1人を農場長として育成することに力点を置き、現場を徐々に任せられるようにした。社長は営業活動に注力した。
- ② 農業経営では作業員・監督者・管理者・経営者のそれぞれの層が必要で、それぞれの層に合った人材育成のビジョンを明確にした。作業員については地域との関わり方を理解させることも重要と感じた。



こと京都株式会社(京都・九条ねぎ)

<将来の選択肢を提示する>

- ① 採用時に、どういった育成プロセスを行っていて、その結果どのような将来像が得られるのかということ伝えた。
- ② 研修の修了後は契約栽培し、生産物は全量を買上げる独立支援研修制度を導入した。

<全人的な指導をする>

- ① 資格取得を促進する制度を導入した。
- ② 若手の従業員に対して、他産業の会社員時代に受けた指導方法を採り入れたり、面談を行うこととした。
- ③ 今必要なスキルや、合格点までできているスキルについて、100項目の星取り表を作り、どれだけ塗りつぶしたかによりスキルアップの状況を確認するようにした。

3.5 「人」がやるべき重要な仕事に注力できるよう、最先端の農機や技術の導入等により労働時間の削減や、作業負担を軽減します。

具体例

＜最新技術を導入する＞

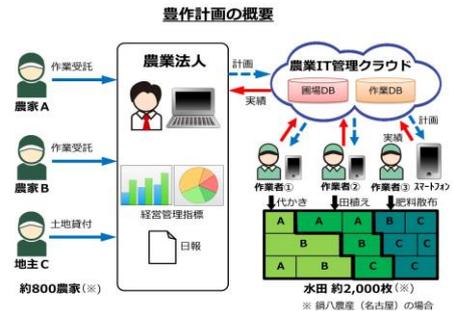
- ① どこにいても常に牛の様子が管理できるシステムを導入して、無駄な時間を減らした。また、夏場は暑いので出勤時間を早め、昼間に休憩時間を確保して作業効率を下げないように工夫した。

【養牛カメラの導入】



- ② 作業管理やバックオフィスにITクラウドサービスを導入した。入力是一次だけで、転記作業は不要にし省力化した。事務所に出勤がなくても自宅や外出先でも働けるようになった。
- ③ フィンテックにより、規模拡大や直販の増加に伴い増大する会計等のバックオフィス業務を大幅に効率化した。

- ④ 社長が作業毎に指示内容を白地図に書き込んでスタッフに配布していたが労力がかかる上に、作業内容を間違えるなどのミスが発生していた。トヨタの「カイゼン※」方式を導入し、営農に必要な情報を ICT で一元管理することで作業の偏りや無駄がなくなり、年間労働時間を 15%削減した。



※トヨタが自動車事業で培った生産管理手法や工程改善のノウハウ

- ⑤ 自動走行トラクターにより耕起・播種の作業時間を約4割削減。

有人機・無人機の協調作業により耕起・播種の作業時間を約4割削減



- ⑥ 搾乳ロボットの導入により搾乳時間を3割強削減。



搾乳ロボット(固定型)

3.6 自らの経営と地域農業が同時に発展できるように取り組みましょう。

具体例

＜地域農業と一緒に発展していく＞

- ① 自社の利益が他の農家の利益にもなることを心がけ、バイオガスプラントでの液肥生産を 50 軒の地域農家と一緒にやってきており、餌となるデントコーンも 70 軒近い農家と連携して栽培してきた。



株式会社ノバルズ(北海道・肉牛、酪農)

- ② 「自社が正しく発展すると社会貢献と地域貢献になる」との理念のもと、自社から独立した農家とグループ化・産地ルレー化するとともに、作物に一定の基準を作ってブランド化を進めた。
- ③ 新しく参入した地域にも「地域がお客様」という理念で入っており、社員一人一人が地域との関わり方を理解するよう、会社の中で、「社会人基礎力」を高めるための研修を実施してきた。
- ④ 地元の農業高校の生徒に、農業に親しんでもらえる場を提供しており、農産物の加工にも、高校生から出たアイデアを採用した。

農業の「働き方改革」検討会委員名簿（五十音順・敬称略）

（農業経営者）

- 会津 宏樹 アルファーム代表(青森・りんご)、前全国農業青年クラブ連絡協議会長
延與 雄一郎 株式会社ノベルズ代表取締役(北海道・肉牛、酪農)
丸田 洋 有限会社穂海農耕代表取締役(新潟・米)
三浦 綾佳 株式会社ドロップ代表取締役(茨城・フルーツマト)
山田 敏之 こと京都株式会社代表取締役(京都・九条ねぎ)
公益社団法人日本農業法人協会会長

（有識者）

- 鈴木 泰子 社会保険労務士法人リライアンス代表
徳田 安伸 東京都立園芸高等学校統括校長
名越 涼子 フリーアナウンサー
深沼 光 株式会社日本政策金融公庫総合研究所主席研究員
堀口 正裕 株式会社第一プログレス常務取締役、TURNSプロデューサー

農業の「働き方改革」検討会 開催経緯

2017

- 12/19 第1回検討会 検討会の設置、農業の「働き方改革」が目指すもの
ヒアリング①(委員の取組紹介)

2018

- 1/24 第2回検討会 農業高校生(都立園芸高校)との意見交換

- 2/9 第3回検討会 ヒアリング②

〔 山雅 FABRICANT 山下希氏(岡山・ぶどう)
鹿児島黒牛美由紀牧場 上別府美由紀氏(鹿児島・肉牛)
パソナ農援隊 政久優実子氏
南会津町 星太樹氏
働き方改革に資する技術、農業・農村における女性の減少要因
取りまとめの考え方(案) 〕

- 2/28 第4回検討会 ヒアリング③

〔 阿部梨園 佐川友彦氏(栃木・梨)
ベジーツ 山本裕之氏(長野・野菜)
フクハラファーム 福原悠平氏(滋賀・稲作) 〕
取りまとめ骨子案

- 3/20 第5回検討会 取りまとめ(案)

農業の「働き方改革」 経営者向けガイド 実践ワークブック 2018.6

はじめに

農林水産省では、人手不足問題に対応するため、農業経営者や有識者をメンバーとした農業の「働き方改革」検討会で議論を重ね、2018年3月に『農業の「働き方改革」経営者向けガイド』を取りまとめたところです。

「経営者向けガイド」には、

- ① 他産業との人材獲得競争の中で農業が選ばれるためには、経営者の**意識改革**が必要であること
- ② 働き方改革を具体的に進めるための段階的なアプローチとして、課題の洗い出し、経営理念の共有、年間作業の平準化、業務のマニュアル化等を**ステップを踏んで**進めていく必要があること

等を盛り込んでおり、現場の実例とともに紹介しています。

本ワークブックは、この「経営者向けガイド」に完全準拠しています。一人でも多くの農業経営者の皆様に「働き方改革」に取り組んでいただくきっかけとなるよう作成しました。

書き込みながら考えることができるようになっています。

農業経営者の皆様や、今後経営者になろうと考えている皆様に、是非、御活用いただければ幸いです。

本ワークブックの使い方

ページの順番に、書き込みながら取り組んでいただくことをおすすめします。

その上で、具体的な目標を立てて、私の「働き方改革」宣言を作成してみてください。

目次

ステージ1 経営者が自らの働き方を見つめ直す

1. 自分の働き方を見つめ直してみましよう。 . . . 4
2. 経営上の課題を洗い出してみましよう。 . . . 5
3. 書き出した課題について、他にもないかなど、家族や知人の意見も聴いてみましよう。 . . . 8
4. 積極的に情報収集してみましよう。 . . . 9
5. 洗い出した課題を参考にしながら、経営理念や目標を作ってみましよう。 . . . 10

ステージ2 「働きやすい」「やりがいがある」実感できる職場を作る

6. 洗い出した課題について、一つ一つ改善に取り組んでみましよう。 . . . 11
7. 正社員として通年で雇用ができるよう、年間作業の平準化に取り組んでみましよう。 . . . 13
8. 従業員を雇う際に必要となる基本的な労働・社会保険関係法令の内容について理解しましよう。 . . . 14
9. 農業経営の特性に合った就労条件を工夫してみましよう。 . . . 15
10. 清潔で快適な職場環境の整備や労働安全の確保に努めましよう。 . . . 16
11. 業務内容をマニュアル化してみましよう。 . . . 17

ステージ3 人材を育成し更に発展する

12. 必要な人材像を明確にした募集・採用を行いましよう。 . . . 18
 13. 経営者が経営に集中できるよう現場を任せられる人材を育成しましよう。 . . . 19
- (様式・記載例) 私の「働き方改革」実行宣言！ . . . 20

氏 名 :

経営体名 :

従業員数 : 名

就農歴 : 年目

事業内容 (作目、面積等) :

売 上 :

費 用 :

所 得 :

その他 :

経営者が自らの働き方を見つめ直す

誰かと一緒に働くときは、自分の考えに賛同を得て、気持ちよく働いてもらうことが重要です。他人のことが分かるため、まず自分の働き方を見つめ直してみましょう。

1. 自分の働き方を見つめ直してみましょう。

年	月	日
---	---	---

自分以外の誰かと一緒に働くときは、今まで自分流で自然にやっていた様々な作業のやり方や手順を、全く知らない人に伝えて、同じようにやってもらうことになります。これは想像以上に大変なことなのです。

自分の働き方を紙に書いてみるのがとても大事な「第1ステップ」です。

Q1. 年間の主な作業を書き出してみましょう。

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

Q2. 年間の休日・労働時間を書き出してみましょう。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
休み（日）													
労働時間 <small>（働いている日の平均・時間）</small>													

2. 経営上の課題を洗い出してみましよう。

年	月	日
---	---	---

自分の作業の手順を書き出してみると、「これを他人がやったらどうなるか？」に考えが及んで、経営上の課題が色々出てくるものです。

それを具体的に書き出してみましよう。書き出したら、他の人の意見も聴いてみましよう。

(課題の例)

必要な所得



生産面積



作目の種類



販路



季節・日ごとの作業量



人員は適切か



作業手順



職場環境



技術や設備への投資



I T



財務管理

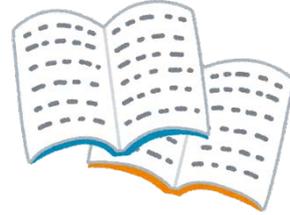


その他



課題を具体的に書き出してみましよう。

年 月 日



Q 1 今の経営内容は、自分が理想とする所得が得られる生産面積、作目の種類や販路となっていますか。

Q 2 休みや1日の労働時間に無理はありませんか。作業量に見合った必要な人員が確保できていますか。

Q 3 作業手順に見直すところはありませんか。忙しい時期の作業で忙しくない時期にずらせる作業はありませんか。

Q 4 他人に働いてもらうに際して、職場は清掃や、道具・書類の整理ができていますか。

Q 5 農業機械を導入するとき、コストを何年で回収するか計算していますか。ITを活用していますか。

Q 6 青色申告などにより、売上や費用を把握していますか。

Q 7 その他、気になっていることを書き出してみましよう。

4. 積極的に情報収集してみましょう。

年 月 日



Q1 市場の動向や、国の施策等について普段どのように情報収集していますか。不足している情報はありますか。

情報の種類、情報収集の方法：

不足している情報の種類：

Q2 以下のウェブサイトも見てみましょう。

情報収集ツールの具体例



農水省・農業経営者 net (facebook)

- ・ 農業者が活用できる農林水産省全体の事業情報（事業概要、公募期間、応募ページへのリンク等）や、役立つ記事を配信。
- ・ “農水省・農業経営者 net”にアクセスし、いいね！を押してフォローすることにより最新の記事が届きます。 <http://www.facebook.com/nogyokeiei>



アグリサーチャー

農業研究見える化システム

アグリサーチャー（農業研究見える化システム）

- ・ 生産者と研究成果をつなぎ、最新の研究成果を提供する検索システム。
- ・ 約 30,000 件の研究情報と約 4,000 名の研究者情報を収録した農業の未来を作るプラットフォームです。 <http://mieruka.dc.affrc.go.jp/>

5. 洗い出した課題を参考にしながら、経営理念や目標を作ってみましょう。

年 月 日



Q 1 経営理念（どのような夢をかなえたいのか、何を大切にしたいのか 等）を考えてみましょう。

Q 2 経営理念を実現するための、具体的な数値目標を作ってみましょう。

所得、生産量・作目の種類、農地、必要な人材・人数、労働時間、職場環境、技術・設備等への投資計画 等

経営理念の具体例

- ① 「農業で世界中に驚きと笑顔を」
- ② 「大切な人に伝えたくなる味」「女性のキャリアアップをあきらめない」「新たな農業の形を創り上げる」
- ③ 「農業生産法人として人・自然に感謝し、心豊かに社会貢献します。」

「働きやすい」「やりがいのある」 実感できる職場環境を作る

清掃や書類整理など、できることから一つ一つ改善に取り組んでいきます。年間作業の平準化や、農業の特性を活かした就労条件作り、業務のマニュアル化などに取り組んでみましょう。

6. 洗い出した課題について、一つ一つ改善に取り組んでみましょう。

年	月	日
---	---	---



清掃や書類の整理など、身近なところにも改善できることがあります。一つ一つ取り組んでみましょう。

取り組む課題 1 :

いつまで：
どのように：

取り組む課題 2 :

いつまで：
どのように：

取り組む課題 3 :

いつまで：
どのように：

身近な改善の具体例

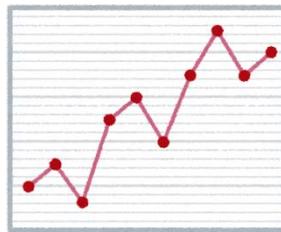
- ① 事務所の掃除、書類整理から始めた。簡単で、かつ目に見えるところを変えることに意味があり、パートさんも「誰かが来て掃除を始めた」「きれいになって気持ちが良い」「次は何をやるのか」等意識が変わった。
- ② 道具の整理整頓から始めた。はさみ1本に至るまで、道具を持ち出したら自分の名前が付いた札をその場所の釘に掛けておく。誰が持ち出しているかすぐ分かり、無くさなくなった。毎日夕方に確認してSNSにアップすることで、無くした日がすぐ分かるようになった。

全ての道具の置場が決まっていて、持ち出すときは名札を掛ける



7. 年間作業の平準化に取り組んでみましょう。

年	月	日
---	---	---



忙しい時期の作業について点検し、無駄な作業を無くしたり、忙しくない時期に行うなど、作業の平準化に取り組んでみましょう。

正社員として通年で雇用するためにも必要です。

Q 1 一番忙しい時期は何月頃ですか。その時期の作業で減らせる作業や、他の時期にずらせる作業はありませんか。

忙しい時期：

他の時期にずらせる作業：

Q 2 忙しくない時期は何月頃ですか。その頃にできる作業や天気が悪い日でもできる作業を書き出してみましょう。

忙しくない時期：

天気が悪い日でもできる作業：

8. 従業員を雇う際に必要な労働・社会保険関係法令の内容について理解しましょう。

年 月 日



Q 1 雇用している人達との契約内容は明確ですか。就労規則の作成や社会保険への加入はしていますか。

- 重要な労働条件（契約期間、仕事の場所・内容、始業・終業時刻、休憩時間、休日・休暇、賃金等）を書面で示した労働契約を結んでいる。
- 農業機械や農薬を利用するなどの危険を伴う業務について、安全衛生教育を行っている。
- 就業規則（労働条件の他、職場内の規則等について労働者の意見を聴いた上で使用者が作成するルールブック）を作っている（従業員数常時10人以上は必須）。
- 労災保険、雇用保険に加入している（法人事業所、労働者常時5人以上は加入が必須）。
- 健康保険・厚生年金に加入している（法人事業所は加入が必須）。

Q 2 以下のパンフレットも読んでみましょう。

パンフレット

「**農業者・農業法人労務管理のポイント**」（H28. 2 農林水産省・厚生労働省）

- ・ 労働者を1人でも雇用すると適用される法令等のルールについて解説
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/pdf/roumu-kanri.pdf



「**農業法人が加工・販売に取り組む場合の労務管理のポイント**」

（H26. 6 農林水産省・厚生労働省）

- ・ 農業は労働基準法の一部適用除外とされているが、加工・販売など、6次産業化に取り組む場合には適用される場合があること等について解説
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/pdf/roumu-kanri.pdf



9. 農業経営の特性に合った就労条件を工夫していきましょう。

年 月 日



子供の行事などに参加しやすい、農閑期に他の仕事ができるなど、農業の特性を活かした柔軟な就労体系を工夫していきましょう。

Q1 子育てや、高齢者、副業など、働き方に様々な要望を持つ人材が活躍できるような、柔軟な就労体系を取り入れていますか？

取り組んでいる（又は取り組もうとしている）内容：

柔軟な就労体系の例

<休みやすい環境を作る>

- ① 冠婚葬祭・子供の学校行事・私的旅行などに従業員それぞれが参加できるよう情報を共有した。短時間勤務やフレックス制度、基本的に残業なし、等により定着率も向上した。
- ② 子育て中の女性を積極的に採用した。「お互い無理せず働ける環境」となるよう、余裕を持った人数を雇い、別の人フォローできる体制を作った。仕事が少ない時期があることを説明した上で雇用契約を結んだ。

<農業の季節性を活かした柔軟な就労体系を作る>

- ① スポーツ選手のダブルキャリア、セカンドキャリアとして農業に従事してもらうことを可能とするため、労働時間を短くしたり、変形労働時間制や冬季休職制度等を導入した。
- ② 酪農家でパート従業員として働きながら、仕事の隙間となる昼間の時間でアーティストと創作活動ができる受入条件を整えた。

10. 清潔で快適な職場環境の整備や労働安全の確保に努めましょう。

年 月 日



Q1 清潔で快適な職場環境作りに努めていますか。どのような労働安全確保の取組を行っていますか。

取り組んでいる（又は取り組もうとしている）内容：

清潔で快適な職場環境作り、労働安全確保の例

① トイレ、更衣室の設置。ほ場の清掃を徹底し、そのまま保育園の送り迎えに行ける清潔な職場環境を整備した。



② 着替えや荷物が汚れずに置けるようロッカーを設置した。夜中の作業もあるので畜舎近くに仮眠や休憩ができるコンテナハウスを設置した。



③ 夏の熱中症対策のため、作業を午前中の早い時間と夕方の涼しい時間帯に行うこととした。

11. 業務内容をマニュアル化してみましよう。



従業員の失敗が減ったり、作業効率が上がるよう、業務のマニュアル化（手引書の作成）に取り組んでみましょう。

誰でも作業ができるようになり、休みも取りやすくなります。

Q1 マニュアル化できそうな業務を書き出してみましよう。

マニュアル化できそうな業務（又は既にしている業務）：

業務内容のマニュアル化の例

- ① 作業のマニュアル化・見える化を進めたことにより従業員の失敗が減り、作業効率も上がり、経営者は自分の経営の仕事に専念できる時間が増えた。
- ② マニュアルを作る際、写真や動画を盛り込んだり、従業員と一緒に議論しながら自分たちの言葉で表現を記載した。どの作業も全従業員ができるようになり、誰が休んでもフォローできるようになった。
- ③ 何のためにその作業があるのか考えるためのツールとして全ての作業にマニュアルを作った。若い社員が年上のパートさんや外国人技能実習生等に会社の考え方や仕事の説明をするときに、若手でも自信を持って教えることができるようになった。



規模が大きくなってくると農場長など現場を任せる人材の育成・分担が必要になってきます。計画的に育成・確保し、更に発展しましょう。地域の農業と同時に発展できるように取り組み、社会的な価値を高めていきましょう。

12. 必要な人材像を明確にした募集・採用を行きましょう。

年 月 日



欲しい人材は、正社員なのか、パートなのか、幹部なのか、後継者なのか等、明確になっていますか。

Q 1 欲しい人材について、担当業務や、労働時間、待遇等について書き出してみましょう。

欲しい人材 1 :

欲しい人材 2 :

担当業務:

労働時間:

待遇等:

担当業務:

労働時間:

待遇等:

募集・採用の例

- ① 人材募集時に職場環境と仕事内容をチラシに写真で分かりやすく見せるなど、なるべくオープンにすることで、ミスマッチの確率も低くなり、応募人数も増えた。
- ② 若い世代を意識してSNSで積極的に業務内容を発信した結果、定期的に大学生が来てくれるようになり、彼らを通じた同年代への情報伝達もできるようになった。

13. 経営者が経営に集中できるように現場を任せられる人材を育成しましょう。

年 月 日



人材の適性や、役割（作業員、管理者等）に応じた育成を心掛けましょう。

Q 1 従業員の数年後、10年後などの将来像を意識して、役職、業務内容、給与水準や、どのような研修を行っていくかなどを書き出してみましょう。

人材育成の例

- ① 従業員が社長ともう1人しかおらず、社長が農場の管理と営業の中心を担っていたとき、もう1人を農場長として育成することに力点を置き、現場を徐々に任せるようにした。社長は営業活動に注力した。
- ② 農業経営では作業員・監督者・管理者・経営者のそれぞれの層が必要で、それぞれの層に合った人材育成のビジョン（構想）を明確にした。作業員には地域との関わり方を理解させることも重要であると感じた。
- ③ 採用時に、こういった育成プロセスを行っていて、その結果どのような将来像が得られるのかということ伝えた。
- ④ 研修終了後は契約栽培し、生産物は全量を買上げる独立支援研修制度を導入した。

私の「働き方改革」実行宣言！

様式

(経営体名)

(URL)

(地域) / (事業内容)

写真

働いている人を含めた、
経営体の雰囲気が分かる
写真を貼ってください。

宣言
1

宣言
2

宣言
3

これらにより、次の目標を達成します！

私の「働き方改革」実行宣言！

● ● 農場

http://www.●●.jp

●●県●●市／稲作・野菜

写真

働いている人を含めた、
経営体の雰囲気分かる
写真を貼ってください。

宣言
1

従業員のモチベーションを高めます！

- ① 定期的に従業員との意見交換の場を開催します！
- ② 公平な評価の仕組みをつくります！
- ③ 働きやすい職場環境を作ります！

宣言
2

農業の魅力を高めます！

- ① 重労働になる作業に使いやすい機器を導入して従業員の負担を軽減します！（2019年夏までに）
- ② 地元の小学校や幼稚園・保育園と連携した子ども向け食育活動などを展開し、地域に貢献します！（2018年春から）

宣言
3

農業経営を更に発展させます！

- ① 地元の食品メーカーと連携して加工品開発や直販に取り組みます！（2018年中）
- ② 子育て中の女性や高齢者など多様な人材が働きやすい就労体系を充実させ、元気の出る経営を行っていきます！

これらにより、次の目標を達成します。

（2年間で1割以上の改善を目指す項目を1つ以上選択）

- | | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 1. 労働時間 | %削減 | 4. 離職率 | %減少 |
| 2. 休日 | 日増加 | 5. 雇用者満足度 | %アップ |
| 3. 賃金 | %アップ | 6. その他 | |

お問い合わせ先

- 本ワークブック、農業の「働き方改革」検討会に関すること 農林水産省 経営局 就農・女性課 03-6744-2162
- 農業経営相談所に関すること 農林水産省 経営局 経営政策課 03-6744-2143

各都道府県の経営相談所から専門家チームが皆様の現場に直接伺い、労務管理の方法や就業規則の見直しなど「働き方改革」の取組へのアドバイスを無料で実施します。



特設サイトで紹介!

農業の「働き方改革」 実行宣言を募集しています!



農業経営者の皆さん、生産性が高く、「人」にやさしい環境作り(働き方改革)について、目標を立てて宣言してみませんか?

整理整頓やマニュアル作りなど、**どなたでも意識さえ向ければ「取り組める」や「既に取り組んでいる」**が見つかるはずです。

応募方法もとても簡単ですので是非!

農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト

<https://be-farmer.jp/hataarakikata/>

(全国新規就農相談センター内)

宣言の紹介のほか、ガイドブック、事例など、「働き方改革」を具体的に進める情報を掲載



宣言するメリットは?

- ☑ 農業に関心を持つ人材に「働きやすい」「やりがいがある」職場作りに取り組んでいることをPRできます!
- ☑ 宣言が増えると農業全体のイメージ向上にも繋がります!
- ・ 求人情報、WebサイトやSNS等のリンクも掲載可能
- ・ 農業大学校、農業高校、新・農業人フェア等で特設サイトをPR

応募について

応募資格：農業経営者の方(法人でも家族経営でも)

公表：農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて順次掲載
農業高校、農業大学校生をはじめとして一般に広く周知

応募方法：特設サイト内の応募フォームより、次の内容を送信ください。
①私の働き方改革実行宣言 ②①のポイントを持った写真

お問い合わせ先 農林水産省 経営局 就農・女性課 ☎ 03-3501-1962

全国新規就農相談センター ☎ 03-6910-1126

お問い合わせフォームはこちら▶

<https://be-farmer.jp/hataarakikata/contact/>
(農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト内)



適正な労務管理

のために



従業員の雇用には責任と義務が伴います。

このパンフレットは、農業労働力確保緊急支援事業に申請いただいた農業経営者の皆さまに、従業員※を雇用した際の注意点を知っていただくため、特定社会保険労務士の入来院重宏先生の監修のもと作成したものです。

人を雇用すると、経営者の皆さまには従業員に対する責任が発生します。道義的な意味での責任はもちろんですが、それだけではなく労働基準法等の労働法規による義務も発生します。

パンフレットでは、法律に定められた必要最低限の基準の一部を記載しています。このことを順守するのは当然のこと、従業員が働きやすい環境とするためこれを上回る労働条件や職場環境にしていくことが必要です。

※従業員とは正社員だけでなくパートタイム労働者も含まれます。

1 従業員を雇い入れるときの注意点

労働条件を必ず明示しなければなりません。

次の6項目は、書面での明示が必要です。

- 1 労働契約期間
- 2 期間の定めのある労働契約については更新の有無・更新する場合の基準
- 3 就業場所と従事すべき業務内容
- 4 労働時間（始業・終業の時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、勤務のローテーション等）
- 5 賃金（決定方法、支払いの方法、締日と支払日）
- 6 退職に関する事項（解雇事由を含む）



パートタイム労働者については、上記の6項目に加え、昇給、退職手当、賞与の有無、雇用管理の改善等に関する相談窓口も文書で明示しなければなりません。

契約期間に定めのある契約は、
満60歳以上の場合と
高度な専門的知識を必要とする
業務に就く場合を除き
3年を超えることはできません。



次のことは労働契約の禁止事項になっています。

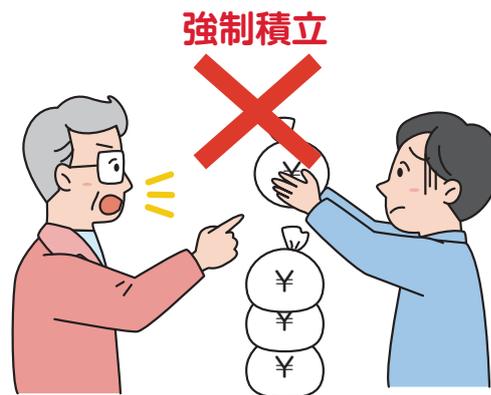
① 賃金、労働時間その他の労働条件を、国籍や信条、社会的身分を理由として差別的に取り扱うこと

② 女性であることを理由として、男性と賃金差をつけること

③ 従業員が労働契約に違反した場合に違約金を支払わせることやその額をあらかじめ決めておくこと

④ 労働を条件に金を前貸しし、毎月の給料から一方的に天引きして返済させること

⑤ 強制的に金の積み立てをさせること



外国人技能実習生に法定労働時間を超える残業や休日労働をさせる場合には、従業員との間に「時間外・休日労働に関する協定」(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。



2

雇用後に作成が必要な書類

雇用した従業員を管理するため、労働基準法・労働安全衛生法に定められた次の書類を作成しなければなりません。

名 称	記載が必要なこと	保存期間
労働者名簿 ※日雇い労働者については作成不要です。	氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務、雇い入れ年月日、退職の年月日とその理由（死亡の場合はその年月日と原因）	3年間
賃金台帳	氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間、時間外・休日・深夜労働の時間、基本・手当・その他種類ごとの金額、賃金の一部を控除した場合はその金額	3年間
出勤簿 (タイムカード)	従業員ごとの始業と終業の時刻	3年間
健康診断個人票	医療機関から提出される診断結果	5年間

※令和2年4月の法改正より労働者名簿、賃金台帳、出勤簿(タイムカード)の保存期間は5年間になりましたが、経過措置として当分の間は3年間となっています。

[賃金台帳の例]

様式第20号

令和 2 年 賃 金 台 帳 (常時使用される労働者に対するもの)

		会 社 名											
		有限会社 ゆたか											
生 年 月 日	雇 入 年 月 日	従 事 す る 業 務	氏 名	性 別									
昭和49年6月25日	令和2年8月1日	農作業	田中 一郎	男									
賃金計算期間	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	合 計
労働日数								25	23	21	20	20	109
労働時間数								173	168	173	170	160	844
休日労働時間数													
早出残業時間数								15	20	25	10	8	78
深夜労働時間													
基本賃金								276,000	276,000	276,000	276,000	276,000	1,380,000
所定時間外割増賃金													
固定残業手当								59,830	59,830	59,830	59,830	59,830	299,150
通勤手当								10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
当													
小 計													
臨時の給与													
賞 与													
合 計								345,830	345,830	345,830	345,830	345,830	1,729,150
控													
健康保険料								19,550	19,550	19,550	19,550	19,550	97,750
厚生年金保険料								31,110	31,110	31,110	31,110	31,110	155,550
雇用保険料								1,383	1,383	1,383	1,383	1,383	6,915
除 市 民 税													0
給 与 所 得 税								2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	14,300
額													
差引合計額								54,903	54,903	54,903	54,903	54,903	274,515
実物給与													
差引支給額								290,927	290,927	290,927	290,927	290,927	1,454,635
領 収 者 印													

3 賃金支払いの注意点

- 支給する賃金額は都道府県ごとに定められた最低賃金（時給額）を下回ることはできません。

（最低賃金の計算方法）

最低賃金の対象となる賃金には割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与を含みません。

月給

月額賃金 ÷ 1 か月の所定労働時間 = 時給額 ←最低賃金と比較する金額

日給

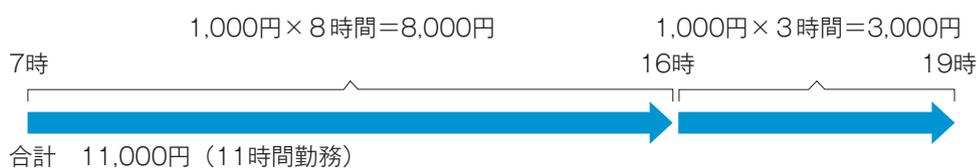
日額賃金 ÷ 1 日の所定労働時間 = 時給額 ←最低賃金と比較する金額

- 最低賃金は通常毎年10月頃に改定され、基本金額が上昇するため注意が必要です。
- このほか、賃金支払の5原則が定められています。
賃金は、①通貨で、②直接労働者に、③その全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて、支払わなければなりません。
※③に全額とありますが、法律に基づく税金（所得税、住民税）や保険料は控除しなければなりません。
- 誤解が多い点ですが、農業においても働かせた時間分の賃金の支払いは必要です。農業において不要となっているのは、他産業における割増率（通常2割5分増し）の部分です。ただし、農業においても深夜労働（午後10時～午前5時）をさせた場合は時給額に加え、深夜割増として2割5分増しの賃金を支払わなければなりません。

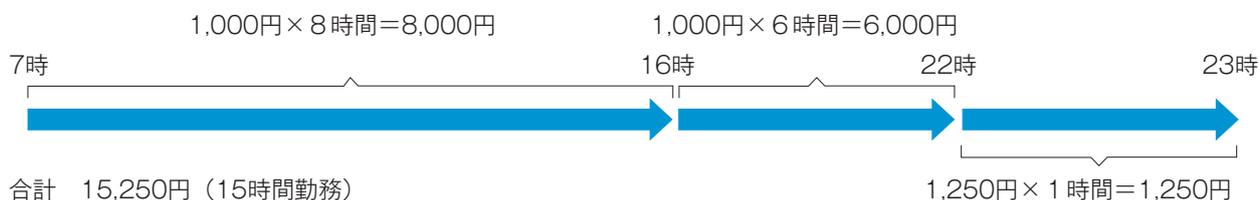
【農業における残業代の考え方】

時給1,000円、所定労働時間7時～16時（休憩1時間の8時間勤務）

ケースA 19時まで働いた（休憩1時間）



ケースB 23時まで働いた（休憩1時間）



●誤解が多い 労働基準法の農業の適用除外とは

農業は、天候等の自然条件に労働が左右されるため、労働基準法第41条により、労働時間、休憩、休日に関する規定が適用除外となっています。ただし、これは従業員を何時間でも働かせてよいということではありませんし、労働契約時に働く時間や休日を明示しなくてもよいということではありません。残業をさせた場合はその時間分の賃金を支払うことが必要です。

4 人材派遣受入時の注意点

労働者を直接雇用する時は、自ら雇用する労働者を指揮命令して働かせていますが、労働者派遣では、派遣業者が雇用する労働者を他社（派遣先＝農業経営体）に派遣し、派遣労働者は派遣された先の指揮命令の下に働くことになります。このように、派遣労働者と派遣業者との間には雇用関係があり、派遣労働者と農業経営体との間には指揮命令関係があるという、雇用関係と指揮命令関係が分離することが労働者派遣の大きな特徴です。

そのため、労働基準法や労働安全衛生法等の労働関係法令の適用については、農業経営体も労働関係法令上の責任を負うことになり、違反すると罰則が適用されます。

[派遣元・派遣先の責任分担]

関係法令	派遣元（派遣業者）	派遣先（農業経営体）	双方
労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 年次有給休暇 災害補償 等 	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間の管理 休憩・休日の管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> 強制労働の禁止 等
労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> 雇入れ時の安全衛生教育 一般健康診断 等 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理者、安全委員会 危険防止等のための事業者の講ずべき措置 等 特別の安全衛生教育 作業環境測定 特殊健康診断 等 	<ul style="list-style-type: none"> 総括安全衛生管理者 衛生管理者、衛生委員会 作業内容変更時の安全衛生教育 健康診断実施後の作業転換等の措置 等
男女雇用機会均等法	(右記以外の規定)	—	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠／出産等を理由とする不利益取扱い禁止 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
労働・社会保険	<ul style="list-style-type: none"> 派遣元のみが責任を負う 	—	—

5

職業紹介事業者利用時の注意点

職業紹介サービスとは

職業紹介とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者（＝農業経営体）と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること」（職業安定法第4条第1項）です。あっせんを経て雇用関係が成立した場合に、農業経営体から職業紹介事業者へ手数料を支払うという仕組みが一般的です。農業分野においては、多くのJAが職業紹介事業を手掛けており、大半は無料で行われています。



職業紹介事業者を利用するときに留意すること

① どのような人材を採用したいのかを職業紹介事業者具体的に伝える

どのような人材を採用したいと考えているのか、ミスマッチを防ぐため、できるだけ具体的に事業者伝えることが重要です。たとえば、仕事に必要な資格（自動車運転免許等）を有している者であるとか、ある程度の経験を有している者であるとか等です。

② 労働条件はできるだけ具体的に求人票に記載する

採用後に「求人票の労働条件と違う」等と訴えられることのないよう、求人票に記載する労働条件は求職者が誤解することのないよう、あいまいな表現はできるだけ避けましょう。たとえば、休日数は毎月定まっているが曜日が不定形なケースでは「月〇日で会社が指定する日」等、繁閑差が大きく、月によって休日数が異なる場合は、少なくとも年間の休日数を定め、「年〇日（月によって日数は異なる）」等と記載しましょう。

③ 求職者への十分な情報提供を心掛ける

求人票からだけではわからない職場の雰囲気や就業規則、福利厚生の内容など、求職者が情報の提供を求めたときは、求職者が十分に理解できるよう丁寧に回答することを心掛けてください。

④ 人材の選定は事業者任せにしない

人材の選定は事業者任せにせず、自ら面接を行い、職場に順応できそうか、求める技術を身に付けているか、など十分に確認、検討することが重要です。

6

農作業の業務請負契約の注意点

業務請負契約とは

雇用契約は、労働者が農業経営体に使用されて労働に従事し、農業経営体はその労働に対して賃金を与える約束をする契約であり、雇用契約による賃金は労働に従事した時間に対して支払うものです。

これに対して、業務請負契約とは、仕事の完成に対して報酬を支払うことを約束する契約です。業務請負契約による請負人は、発注者（＝農業経営体）の仕事に従事することがあっても、農業経営体の労働者ではありません。したがって、雇用契約の場合、使用者は、労災保険はもちろんのこと、所定労働時間によっては雇用保険や社会保険の加入義務がありますが、業務請負契約の場合、農業経営体は請負人の労働保険や社会保険の加入義務はありません。

●業務請負契約では農作業の指示はできません

雇用と業務請負の違いは、指揮命令関係の有無にあります。契約上は業務請負としていても、実際には請負人が農業経営体の指揮命令下にあると、その実態は雇用契約であることとなります。したがって、農作業を発注する場合には、農業経営体が請負人に指揮命令をしないことが農作業請負の当然の要件となります。また、農作業を請負業者に委託し、請負業者の雇用する請負労働者が農作業をする場合の請負労働者に対する指揮命令権は請負業者にあります。

指揮命令とは、具体的には農作業の指示はもちろんのこと、たとえば、農業経営体が請負人等に対して所定労働時間（朝8時から夕方17時まで等）等を定め、労働時間の管理をすると、請負人等は農業経営体の指揮命令下にあるものとして、実態は雇用であると判断される可能性があります。請負契約は、納期までに仕事を完成させるのであれば、いつどのように作業をしようと請負人の判断に任されるはずですので、農業経営体が請負人等の労働時間を厳密に管理すると、それは雇用であり、請負人等は農業経営体に雇用された労働者と判断される可能性が高いということです。

業務請負として扱っていたものが雇用契約であると判断されると、農業経営体が使用者として本来負うべき労働基準法等を根拠とする様々な義務等を農業経営体が負わなければならないという事態に発展する可能性があります。たとえば、長時間労働に対する未払い賃金が発生していた場合、農業経営体に未払い賃金の支払い義務が生じるなどのトラブルに発展することもありえるのです。

農林漁業者と農林水産省をつなぐ
新たなコミュニケーションツール

MAFFアプリ

農林水産業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。



eMAFFで
オンライン
申請！



欲しい情報を
サクサク
検索！



大切な情報を
Push通知！



農林水産業に
役立つ情報が
直接届く！



ダウンロードは
こちらから
(無料)



農林水産省大臣官房政策
課TEL：03-3502-6565

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

農林漁業者向けアプリ「MAFFアプリ」の主な機能

農林水産省から農林水産業に役立つ情報が直接届く。

政策情報等を直接配信

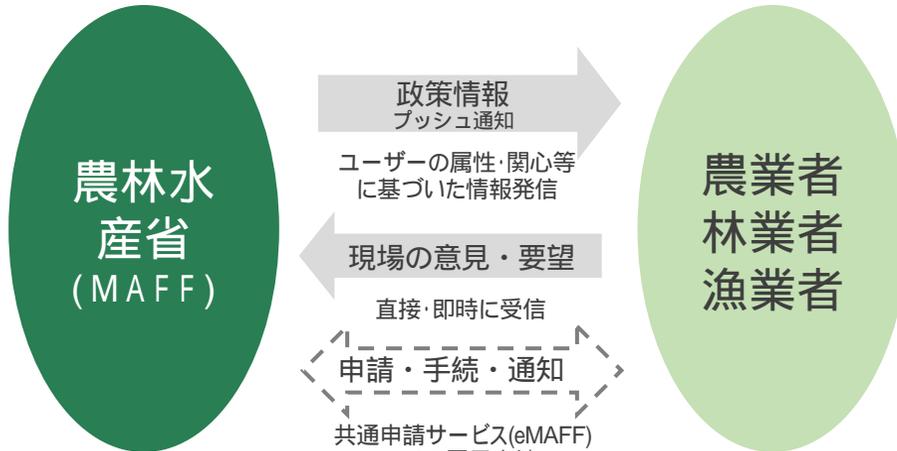
農林水産省からユーザー（農林漁業者等）のスマートフォンに、農林水産業に役立つ政策情報やイベント情報などを記事形式で直接配信。

ユーザーの作目や関心事項に応じた記事が届く

記事に付加されたタグ（分野・作目・地域・カテゴリ）と、ユーザーが登録するプロフィール情報や関心事項をマッチングすることで、ユーザーが必要とする情報を表示。

大切な情報はプッシュ通知でお知らせ

特に重要な情報や緊急的な情報（熱中症警戒アラート等）については、ユーザーのスマートフォンにプッシュ通知でお知らせ。



農林水産省から発信する関連情報は、APIを経由して民間サービスでも受信可能。

現場の情報を農林水産省に直接届ける。

現場の情報を直接、農林水産省に共有：「マフちよく」

農林水産省からのアンケートへの回答や、画像付きで現場の情報を農林水産省に直接送付できる「マフちよく」機能を実装。

様々な手続・申請をオンラインで可能に：「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」

現在、紙ベースで行われている様々な手続・申請をオンラインで行える「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」と連携。

今後、対象手続を順次拡充予定。

農業版BCP（事業継続計画）について

- 1 BCP（事業継続計画）とは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを予め取り決めておく計画です。
- 2 農業経営は、自然災害に加え、それ以外の様々なリスク（多様なサプライチェーン上の関係者、人材や機械設備等の内部資源など）にも晒されているにも関わらず、農業におけるBCPの普及率は、他産業に比べて低水準にとどまっています。
- 3 BCPは、経営者に経験として既に備わっていることも少なくないため、決して難しいものではありません。また、BCPの策定は、平常時の経営の高度化（経営改善）にも役立つものです。
- 4 農林水産省では、農業版BCPについてホームページ*で詳しく解説し、BCP作成のための様式も提供しておりますので、こちらをご参照いただきながら、BCP作成に取り組まれてはいかがでしょうか。

【参考】農業版BCPに関する農林水産省ホームページ



(URL) https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

パンフレット、作成フォーマットがダウンロードできます！

農業経営者の皆様へ！

自然災害に備えて 農業版BCPを作成してみよう！

BCP（事業継続計画）とは、自然災害などの緊急事態が発生した場合、人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、どの仕事を優先して続けるか、どうやって再開するか、ということをおらかじめ決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。計画として文字に落とし込むことで、従業員との共有や、普段の経営の見直し・改善にも繋がります。

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できます。



① 日頃からのリスクへの備え、台風等襲来の際の直前対策のために！

○チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか？
- トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか？

リスクマネジメント		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト				詳細
事業名	チェック項目	内容	YES	NO	対応	
リスクの把握	1	自身の営農活動に関する、自然災害、その他のリスク（台風・コロナウイルス感染症）とその影響について考えられているでしょうか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	2	自身の営農活動の継続性リスクについてハザードマップを確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	3	非常時（コロナウイルス感染症）において、「事業継続」に関するリスクを事前に把握し、そのリスクを軽減するための対策を講じているかどうか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
リスクの軽減	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	2	地方自治体等を通じて発行される気象情報や防災情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	3	自身の営農活動に「危険な場所」について、「農業経営の安全計画」等のマニュアルの作成、情報の収集などを徹底しているかどうか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	4	営農活動の再開に際し、非常時の連絡体制を構築していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	5	緊急時の連絡先、連絡方法を確認し、家族・近所・関係機関との連絡体制を整えていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	6	緊急時の連絡先、連絡方法を事前に確認し、家族・近所・関係機関との連絡体制を整えていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	7	家族・近所・関係機関との連絡体制を整えていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	8	家族・近所・関係機関との連絡体制を整えていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	9	家族・近所・関係機関との連絡体制を整えていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	10	家族・近所・関係機関との連絡体制を整えていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	

② 被災後の復旧・事業継続のために！

○チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

事業継続		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト				詳細
事業名	チェック項目	内容	YES	NO	対応	
事業の継続	1	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	2	被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等を事前に想定しておくべき事項についてチェックしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	3	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	4	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	5	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	6	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	7	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	8	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	9	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	
	10	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※100%	

○農業版BCP（事業継続計画）

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめると、農業版BCPが作成されます。

(農林水産省ホームページに掲載しているEXCEL版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。)

農業版事業継続計画書		詳細
事業名	作成日	作成者
1. 基本方針		
2. 事業継続の目的		
3. 事業継続の組織体制		
4. 事業継続の連絡体制		
5. 事業継続の資金計画		
6. 事業継続のリスク管理		
7. 事業継続の復旧計画		
8. 事業継続のその他の事項		



③ 定期的・継続的な見直し

農業版BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

農業版BCPを作成してみましよう！

農業版事業継続計画書

簡易版

策定・改定日

従業員・家族共有日
(原則策定・改定日から1ヶ月以内)

次回改訂予定日
(原則1年毎に改訂)

1. 基本方針 (「人命を守る」「農産物の供給責任を果たす」等、緊急時にあなたが最も優先することは何ですか?)

緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

1
2
3

2. 重要業務と目標復旧時間 (「水やり」「搾乳」等、いち早く復旧しなければいけないことは何ですか?)

以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。

重要業務
目標復旧時間

3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等) (インフラが止まったときに対応できますか?)

種別	影響	対応(代替手段等)
電気		
ガス		
水道(農業用水含む)		
情報通信		
交通		
ほ場等		
その他		

4. 事前対策の実施状況 (自然災害に備えて、普段からどんな対策ができますか?)

分類	項目	
ヒト	安否確認手段	連絡体制
	避難場所	
	欠員時の対応	
	その他	
モノ	設備使用不可時の対応	
	調達支障時の対応	
	その他	
カネ	手元資金	
	その他	備考
セーフティネット	保険加入	
	その他	備考
情報	重要情報保管場所	
	PC等使用不可時の対応	
	その他	
地域連携		

5. 緊急時の体制

統括責任者(代理人) 事業継続担当責任者(代理人)

【初動対応フェーズ】(目安:緊急事態発生～24時間以内)

○状況確認

確認対象	担当者
役員・従業員 家族を含めた安否確認	
建物・設備 ITを含む状況	
その他事業資源 肥料・飼料・農薬等の在庫	
取引先 状況確認	
インフラ 電気・ガス・水道・交通等の状況	
その他	

○備蓄品の状況

救急箱	その他:
飲料水	その他:
食料	その他:
ヘルメット	その他:

○出勤・帰宅ルール

状況	原則ルール
出勤時	
在宅時	
その他	

【事業継続フェーズ】(目安:初動対応完了後～)

○重要業務継続の具体的方法 (誰がどのように行うか細かく決めておきましょう。)

対応手順	担当者

BCP策定後の運用

日頃から緊急時における対応を家族や雇用者と話し合ったり、実際に訓練を行っておくことが重要であり、そうすることで緊急時における各人の行動が明確になり、復旧までの時間を短縮できます。また、「1年に1回は見直す」「策定したら1ヶ月以内に皆で確認する」などルールを決めて、運用を心掛けることが重要です。



自然災害等のリスクに 備えるためのチェックリストと 農業版BCP



農林水産省

はじめに

近年、自然災害等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。

こうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しました。

このチェックリストと農業版BCPは、

- ・自然災害等のリスクに対する備えの意識やMAFFアプリなど自然災害等に係る注意喚起システムへの関心を高めて頂くとともに、
- ・台風被害等の軽減のための取組事例等（災害の教訓）の提供や
- ・農業保険などセーフティネットへの加入の契機となること

を目的に作成しています。

是非、積極的にご活用いただき、今後の自然災害等への備えに活かしていただくことを期待しています。

※ なお、個々の経営や地域等によってリスクは様々なため、本パンフレットに掲載している「チェックリスト・農業版事業継続計画書」をフォーマットとして、さらに経営形態に適したものを作成・活用頂くことも推奨しています。

チェックリスト、農業版BCPのフォーマットについては
農林水産省ホームページにも掲載していますので、是非ご活用下さい。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html
(農林水産省ホームページ)

農業版BCP 農水省



自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【リスクマネジメント編】の活用方法

このような時のためにご活用下さい

ケース1

日頃からリスクに備えるために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「リスクの把握」「予防」の分類項目を用いて、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「**MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか**」などのチェック項目があります。



リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			園芸	
事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合)対応期限	
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する	
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する	
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する	
予防	リスク全般に対する事	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
		2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
		3	農業用ハウスの災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを通じ知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
		4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
		5	農業用ハウス、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
		6	防風ネット等を準備・保管し、想定外の強風に耐えうる防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
		7	集排水路等の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する

ケース2

台風等襲来の直前対策のために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「直前対策」の分類項目を用いて、台風等に特化して直前に備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「**トラクターやスピードスプレイヤー等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか**」などのチェック項目があります。



直前対策	予見可能なリスクに対する事前の備え	共通	園地等周辺対策	作物への対策	停電対策	露地野菜	果樹	施設			
									YES	NO	(NOの場合)対応期限
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する
									<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに対応する

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【事業継続編】と農業版BCPの活用方法

このような時のためにご活用下さい

ケース3

被災後の復旧・事業継続のために

チェックリスト「事業継続編」を用いて、被災後の事業継続の観点から、インフラや経営資源等、事前に被害を想定し、対策しておくべき事項についてチェックできます。

例えば、「**収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか**」などのチェック項目があります。



事業継続編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			園芸	
事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限	
基本方針の策定	1	災害発生時の基本方針を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	重要業務・目標復旧時間の検討	2	緊急事態時において一番優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		3	重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
被害想定と影響	インフラ	4	電気・水道（農業用水含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		5	PCや電話等が使えなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		6	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		7	負傷などで業務ができなくなった場合や家族構成員・雇用者などがほ場等に来られなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
8	農業用ハウス、トラクターやスピードスプレーヤー等の事業に不可欠な施設・設備・農業機械等が損壊等に	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		

さらに、チェックリスト「事業継続編」の各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、農業版BCPが作成されます。（農林水産省ホームページに掲載しているEXCEL版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。）



農業版事業継続計画書		簡易版			
策定・改定日	2021年4月1日	従業員・家族共有日 (原則策定・改定日から1ヶ月以内)	2021年4月15日	次回改訂予定日 (原則1年毎に改訂)	2022年4月1日
1. 基本方針					
緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。					
1	人命を守る				
2	取引先へのトマトの出荷を行えるようにする（トマトの供給責任を果たす）				
3	従業員の雇用を守る				
2. 重要業務と目標復旧時間					
以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。					
重要業務	収穫・出荷調整				
目標復旧時間	48時間以内				
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)					
種別	影響			対応(代替手段等)	
電気	灌水・施肥・温度管理ができない			自家発電機(事務所保管)の利用	
ガス	影響なし			-	
水道(農業用水含む)	灌水ができない			井戸水・貯水タンク・河川水のくみ上げポンプ・雨水の使用	
情報通信	取引先へ連絡がとれない			携帯電話で対応可能	
交通	出荷ができない			業者と事前に配送の代替ルートを調整	
ほ場等	農作物に被害が出る			可能なものに対して早期収穫を検討	
その他					
4. 事前対策の実施状況					
分類	項目		連絡体制		
安否確認手段	LINE		連絡体制 社長より全員に安否確認連絡		



BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

※事業継続計画（BCP）とは・・・

事業継続計画（BCP）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害等への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。

事業者名							
チェック実施日							
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限		
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
予防	リスク全般に対する事前の備え	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		3	農業用ハウスの災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを通じ知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		5	農業用ハウス、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		6	防風ネット等を準備・保管し、想定外の強風に耐えうる防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		7	集排水路等の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		8	トラクターやスピードスプレーヤー等の農業機械や各種農機具などへの被害を防止するための避難場所を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		9	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		10	園芸施設共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
直前対応	予見可能なリスクに対する事前の備え	共通	情報収集等	最新の気象情報、警報、注意報をチェックしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				緊急時の連絡体制や出勤体制を講じましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			ほ場・園地等周辺対策	コンテナやプラスチックパレットなど飛来が予想されるものを片づけたり固定しましたか？また、燃料タンク・ガスボンベ等をしっかり固定しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				倉庫・施設などの戸締まりは行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				排水路や排水溝等の点検、ゴミの除去や補修・再整備等を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			これまで冠水したことのあるほ場や地域では、速やかな排水を行うために排水ポンプの準備をしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		トラクターやスピードスプレーヤー等の農業機械や各種農機具などを事前に高台や屋内に移動させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
		作物への対策	収穫可能な野菜や果実、切り花などは早めに収穫しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			収穫物は、適切な場所に保管しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		停電対策	非常用発電機を準備し、環境制御装置などの必要な装置に接続していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			非常用電源の動作確認や燃料の確保を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		花き野菜	露地野菜	倒伏等を軽減するため、茎や枝を支柱やネット等に固定・補強を行いましたか（果菜類、草丈の高い花き）？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			倒伏や茎折れを軽減するため、べたがけ資材の利用や土寄せ等を行いましたか（葉菜類、草丈の低い花き）？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		果樹	樹冠下の土砂流出防止策として、敷ワラや敷草を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			倒伏の恐れのある樹体は支柱により補強を行いましたか。又は着果した太い枝は支柱で固定・補強を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			防風ネットやマルチ資材、果実棚等の点検・補強を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		施設園芸	被覆材のたるみや破れは点検しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			換気部、被覆材の隙間等の風の吹き込み口となる箇所はないか点検していますか。また、（換気扇のあるハウス）換気扇を回し排気し、ハウス内を減圧しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
ハウスバンド、被覆材の留め金具の緩み、基礎部、接続部分等の腐植・サビはないか点検していますか。また、ハウス妻面の防風ネット掛けなど応急的な補強はしましたか？	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	までに 対応する			
ハウスの耐風速以上の強風が予想される場合は、あらかじめ被覆フィルムを除去しましたか？（強風などの被害のため、急遽被覆フィルムを切断除去する場合は、事前に農業共済組合等に連絡しておかないと園芸施設共済の対象となりませんので、予め相談しましょう。）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	までに 対応する			
タンクにかん水用水を貯水しましたか？	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	までに 対応する			
ハウスの自動換気・遮光カーテンの手動開閉の装置器具や足場の準備はしましたか？	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	までに 対応する			

事業者名							
チェック実施日							
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限		
被災後の事業継続	基本方針の策定	1	災害発生時の基本方針を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	重要業務・目標復旧時間の検討	2	緊急事態時において一番優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		3	重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	被害想定と影響評価	インフラ	4	電気・水道（農業用水含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			5	PCや電話等が使えなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			6	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		経営資源	7	負傷などで業務ができなくなった場合や家族構成員・雇用者などがほ場等に来られなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	8		農業用ハウス、トラクターやスピードプレイヤー等の事業に不可欠な施設・設備・農業機械等が損壊等により使用できなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	9		ほ場や作物に重大な被害があった場合に、重要業務への影響とその対応（復旧手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	10		復旧等に費用が発生し資金繰りが逼迫する場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	事前対策の実施	ヒト	11	災害発生時に業務時間内外問わず、安否確認など従業員と連絡をとる手段はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			12	ほ場、園地等の安全が保てない場合の避難場所は決めてありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			13	家族構成員や雇用者の欠員発生時に代替要員を確保できる体制になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			14	災害発生時の出勤や帰宅に関するルールを定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		モノ	15	農業用ハウス、トラクターやスピードプレイヤー等の事業において不可欠な施設・設備や農業機械等が使用できなくなった場合の代替手段や復旧手段を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			16	燃料・肥料・種苗・農薬等の事業において不可欠な生産資材の調達に支障が生じた場合の代替手段を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			17	非常時用の食料品や医療品、ヘルメット等の防災グッズは十分な量が備えられていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		カネ／セーフティネット	18	非常時における運転資金等のための手元資金（預貯金や融資、回収可能な売掛金等）の備えはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			19	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			20	園芸施設共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			21	民間の損害保険等の補償内容を理解するとともに加入はしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	情報	22	取引先・関係機関（JA、農業共済組合等）の連絡先・担当者等の重要情報はバックアップをとる等により、災害時でも活用できる状態になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	地域連携	23	事業の復旧等に際し、地域（行政、JA等）や取引先等との協力体制はできていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	緊急時の体制整備	24	災害発生時における責任者等とその代理者を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		25	災害発生時における時期・状況に応じた具体的な復旧手順と役割分担はできていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	

5 日頃から緊急時における対応を家族や雇用者と話し合い、繰り返しチェックリストによる確認を行うことが重要です。

策定・改定日

従業員・家族共有日
(原則策定・改定日から1ヶ月以内)

次回改訂予定日
(原則1年毎に改訂)

1. 基本方針

緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

- 1
- 2
- 3

2. 重要業務と目標復旧時間

以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。

重要業務	
目標復旧時間	

3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)

種別	影響	対応(代替手段等)
電気		
ガス		
水道(農業用水含む)		
情報通信		
交通		
ほ場等		
その他		

4. 事前対策の実施状況

分類	項目		
ヒト	安否確認手段		連絡体制
	避難場所		
	欠員時の対応		
	その他		
モノ	設備使用不可時の対応		
	調達支障時の対応		
	その他		
カネ	手元資金		
	その他		備考
セーフティネット	保険加入		
	その他		備考
情報	重要情報保管場所		
	PC等使用不可時の対応		
	その他		
地域連携			

5. 緊急時の体制

統括責任者(代理者)	事業継続担当責任者(代理者)

【初動対応フェーズ】(目安:緊急事態発生~24時間以内)

○状況確認

確認対象	担当者
役員・従業員	家族を含めた安否確認
建物・設備	ITを含む状況
その他事業資源	肥料・飼料・農薬等の在庫
取引先	状況確認
インフラ	電気・ガス・水道・交通等の状況
その他	

○備蓄品の状況

	その他:
救急箱	
飲料水	
食料	
ヘルメット	

○出勤・帰宅ルール

状況	原則ルール
出勤時	
在宅時	
その他	

【事業継続フェーズ】(目安:初動対応完了後~)

○重要業務継続の具体的方法

対応手順	担当者

BCP策定後の運用

日頃から緊急時における対応を家族や雇用者と話し合ったり、実際に訓練を行っておくことが重要であり、そうすることで緊急時における各人の行動が明確になり、復旧までの時間を短縮できます。また、「1年に1回は見直す」「策定したら1ヶ月以内に皆で確認する」などルールを決めて、運用を心掛けることが重要です。

農業者と農林水産省をつなぐ
新たなコミュニケーションツール

MAFFアプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。



Android



iOS

自然災害等のリスクから農業経営を守る2つの仕組み

MAFFアプリ

農業保険

チェックリストを使用の際には是非ご活用下さい

様々な
リスク
をカバー
したい方

収入保険をおすすめします！

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害
リスク
をカバー
したい方

農業共済をおすすめします！

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

※収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等を利用することもできます。

農業保険は国の公的保険制度で保険料（掛金）の国庫補助があります

詳しくはお近くの農業共済組合まで
お問い合わせください。



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

自然災害等のリスクに 備えるためのチェックリストと 農業版BCP



農林水産省

はじめに

近年、自然災害等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。

こうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しました。

このチェックリストと農業版BCPは、

- ・自然災害等のリスクに対する備えの意識やMAFFアプリなど自然災害等に係る注意喚起システムへの関心を高めて頂くとともに、
- ・台風被害等の軽減のための取組事例等（災害の教訓）の提供や
- ・農業保険などセーフティネットへの加入の契機となること

を目的に作成しています。

是非、積極的にご活用いただき、今後の自然災害等への備えに活かしていただくことを期待しています。

※ なお、個々の経営や地域等によってリスクは様々なため、本パンフレットに掲載している「チェックリスト・農業版事業継続計画書」をフォーマットとして、さらに経営形態に適したものを作成・活用頂くことも推奨しています。

チェックリスト、農業版BCPのフォーマットについては
農林水産省ホームページにも掲載していますので、是非ご活用下さい。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html
(農林水産省ホームページ)

農業版BCP 農水省



自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【リスクマネジメント編】の活用方法

このような時のためにご活用下さい

ケース1

日頃からリスクに備えるために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「リスクの把握」「予防」の分類項目を用いて、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「**MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか**」などのチェック項目があります。



リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			耕種
事業者名					
チェック実施日					
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
リスク全般	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	3	耕種用の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを通じ知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する

ケース2

台風等襲来の直前対策のために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「直前対策」の分類項目を用いて、台風等に特化して直前に備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「**トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか**」などのチェック項目があります。



直前 の 対 策	予 見 可 能 な リ ス ク に 対 す る 事 前 の 備 え	台 風 等 に 対 す る 直 前 の 備 え	取 集 等	緊急時の連絡体制や出動体制を講じましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			ほ 場 等 周 辺 対 策	コンテナやプラスチックバレットなど飛来が予想されるものを片づけたり固定しましたか？また、燃料タンク・ガスボンベ等をしっかり固定しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			作 物 へ の 対 策	倉庫・施設などの戸締まりは行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			停 電	排水路や排水溝、明きよ等の点検、ゴミの除去や補修・再整備等を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				これまで冠水したことがあるほ場や地域では、速やかな排水を行うために排水ポンプの準備をしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				収穫後にほ場に放置している稲わらについて、他のほ場等に流出・堆積が起らないよう普及指導員等に相談の上、対策を検討しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農機具などを事前に高台や屋内に移動させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				収穫可能な作物は早めに収穫しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				収穫物は、適切な場所に保管しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				非常用発電機を準備し、必要な装置に接続しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【事業継続編】と農業版BCPの活用方法

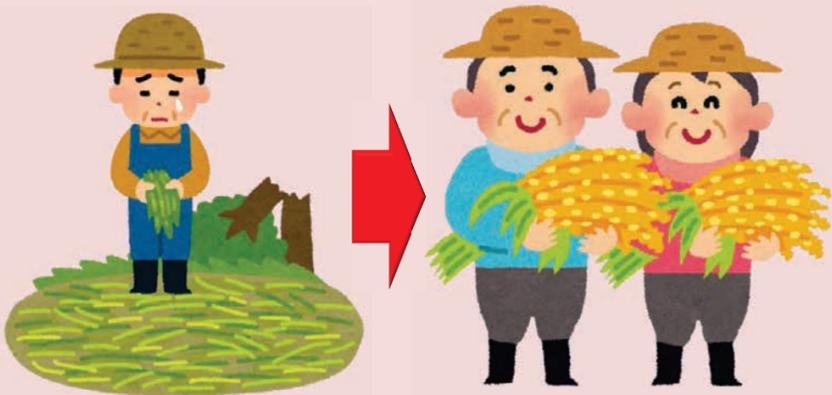
このような時のためにご活用下さい

ケース3

被災後の復旧・事業継続のために

チェックリスト「事業継続編」を用いて、被災後の事業継続の観点から、インフラや経営資源等、事前に被害を想定し、対策しておくべき事項についてチェックできます。

例えば、「**収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか**」などのチェック項目があります。



事業継続編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			耕種	
事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限	
基本方針の策定	1	災害発生時の基本方針を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	重要業務・目標復旧時間の検討	2	緊急事態において一番優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		3	重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
被害想定と	インフラ	4	電気・水道（農業用水含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		5	PCや電話等が使えなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		6	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		7	負傷などで業務ができなくなった場合や家族構成員・雇用者などがほ場等に来られなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する

さらに、チェックリスト「事業継続編」の各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、農業版BCPが作成されます。（農林水産省ホームページに掲載しているEXCEL版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。）



農業版事業継続計画書					簡易版
策定・改定日	2021年4月1日	従業員・家族共有日 (原則策定・改定日から1ヶ月以内)	2021年4月15日	次回改訂予定日 (原則1年毎に改訂)	2022年4月1日
1. 基本方針					
緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。					
1	人命を守る				
2	取引先への米の出荷を行えるようにする（米の供給責任を果たす）				
3	従業員の雇用を守る				
2. 重要業務と目標復旧時間					
以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。					
重要業務	栽培管理・収穫				
目標復旧時間	48時間以内				
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応（代替手段等）					
種別	影響	対応（代替手段等）			
電気	乾燥調製施設が使えない	自家発電機（事務所保管）の利用			
ガス	影響なし	-			
水道（農業用水含む）	灌漑ができない	農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用			
情報通信	取引先へ連絡がとれない	携帯電話で対応可能			
交通	出荷ができない	業者と事前に配送の代替ルートを調整			
ほ場等	農作物に被害が出る	可能なものに対して早期収穫を検討			
その他					
4. 事前対策の実施状況					
分類	項目				
防災確保体制	1. BCP				
連絡体制	2. 連絡体制				
4. 農林水産省ホームページ	4. 農林水産省ホームページ				



BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

※事業継続計画（BCP）とは・・・

事業継続計画（BCP）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害等への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。

事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限	
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
予防	リスク全般に対する事前の備え	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		3	耕種用の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを通じ知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		5	乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		6	集排水路等の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農機具などへの被害を防止するための避難場所を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		8	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		9	農作物共済、畑作物共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
直前の対策	予見可能なリスクに対する事前の備え	情報収集等	最新の気象情報、警報、注意報をチェックしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			緊急時の連絡体制や出勤体制を講じましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		ほ場等周辺対策	コンテナやプラスチックパレットなど飛来が予想されるものを片づけたり固定しましたか？また、燃料タンク・ガスボンベ等をしっかり固定しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			倉庫・施設などの戸締まりは行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			排水路や排水溝、明きょ等の点検、ゴミの除去や補修・再整備等を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			これまで冠水したことがあるほ場や地域では、速やかな排水を行うために排水ポンプの準備をしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			収穫後にほ場に放置している稲わらについて、他のほ場等に流出・堆積が起こらないよう普及指導員等に相談の上、対策を検討しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		作物への対策	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農機具などを事前に高台や屋内に移動させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			収穫可能な作物は早めに収穫しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			収穫物は、適切な場所に保管しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			非常用発電機を準備し、必要な装置に接続しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
非常用電源の動作確認や燃料の確保を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する			

事業者名							
チェック実施日							
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限		
被災後の事業継続	基本方針の策定	1	災害発生時の基本方針を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	重要業務・ 目標復旧時間 の検討	2	緊急事態時において一番優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		3	重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	被害想定と 影響評価	インフラ	4	電気・水道（農業用水含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			5	PCや電話等が使えなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			6	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		経営資源	7	負傷などで業務ができなくなった場合や家族構成員・雇用者などがほ場等に来られなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	8		乾燥施設、トラクターやコンバイン等の事業に不可欠な施設・設備・農業機械等が損壊等により使用できなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	9		ほ場や作物に重大な被害があった場合に、重要業務への影響とその対応（復旧手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	10		復旧等に費用が発生し資金繰りが逼迫する場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	事前対策の実施	ヒト	11	災害発生時に業務時間内外問わず、安否確認など家族構成員や雇用者と連絡をとる手段はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			12	ほ場等の安全が保てない場合の避難場所は決めてありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			13	家族構成員や雇用者の欠員発生時に代替要員を確保できる体制になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			14	災害発生時の出勤や帰宅に関するルールを定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		モノ	15	乾燥施設、トラクターやコンバイン等の事業において不可欠な施設・設備や農業機械等が使用できなくなった場合の代替手段や復旧手段を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			16	燃料・肥料・種苗・農薬等の事業において不可欠な生産資材の調達に支障が生じた場合の代替手段を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			17	非常時用の食料品や医療品、ヘルメット等の防災グッズは十分な量が備えられていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		カネ／セーフティネット	18	非常時における運転資金等のための手元資金（預貯金や融資、回収可能な売掛金等）の備えはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			19	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			20	農作物共済、畑作物共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			21	民間の損害保険等の補償内容を理解するとともに加入はしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	情報	22	取引先・関係機関（JA、農業共済組合等）の連絡先・担当者等の重要情報はバックアップをとる等により、災害時でも活用できる状態になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	地域連携	23	事業の復旧等に際し、地域（行政、JA等）や取引先等との協力体制はできていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	緊急時の体制整備	24	災害発生時における責任者等とその代理者を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		25	災害発生時における時期・状況に応じた具体的な復旧手順と役割分担はできていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	

5 日頃から緊急時における対応を家族や雇用者と話し合い、繰り返しチェックリストによる確認を行うことが重要です。

策定・改定日

従業員・家族共有日
(原則策定・改定日から1ヶ月以内)

次回改訂予定日
(原則1年毎に改訂)

1. 基本方針

緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

- 1
- 2
- 3

2. 重要業務と目標復旧時間

以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。

重要業務	
目標復旧時間	

3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)

種別	影響	対応(代替手段等)
電気		
ガス		
水道(農業用水含む)		
情報通信		
交通		
ほ場等		
その他		

4. 事前対策の実施状況

分類	項目		
ヒト	安否確認手段		連絡体制
	避難場所		
	欠員時の対応		
	その他		
モノ	設備使用不可時の対応		
	調達支障時の対応		
	その他		
カネ	手元資金		
	その他		備考
セーフティネット	保険加入		
	その他		備考
情報	重要情報保管場所		
	PC等使用不可時の対応		
	その他		
地域連携			

5. 緊急時の体制

統括責任者(代理者)	事業継続担当責任者(代理者)

【初動対応フェーズ】(目安:緊急事態発生~24時間以内)

○状況確認

確認対象	担当者
役員・従業員	家族を含めた安否確認
建物・設備	ITを含む状況
その他事業資源	肥料・飼料・農薬等の在庫
取引先	状況確認
インフラ	電気・ガス・水道・交通等の状況
その他	

○備蓄品の状況

	その他:
救急箱	
飲料水	
食料	
ヘルメット	

○出勤・帰宅ルール

状況	原則ルール
出勤時	
在宅時	
その他	

【事業継続フェーズ】(目安:初動対応完了後~)

○重要業務継続の具体的方法

対応手順	担当者

BCP策定後の運用

日頃から緊急時における対応を家族や雇用者と話し合ったり、実際に訓練を行っておくことが重要であり、そうすることで緊急時における各人の行動が明確になり、復旧までの時間を短縮できます。また、「1年に1回は見直す」「策定したら1ヶ月以内に皆で確認する」などルールを決めて、運用を心掛けることが重要です。

農業者と農林水産省をつなぐ
新たなコミュニケーションツール

MAFFアプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。



Android



iOS

自然災害等のリスクから農業経営を守る2つの仕組み

MAFFアプリ

農業保険

チェックリストを使用の際には是非ご活用下さい

様々な
リスク
をカバー
したい方

収入保険をおすすめします！

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害
リスク
をカバー
したい方

農業共済をおすすめします！

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

※収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等を利用することもできます。

農業保険は国の公的保険制度で保険料（掛金）の国庫補助があります

詳しくはお近くの農業共済組合まで
お問い合わせください。



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

自然災害等のリスクに 備えるためのチェックリストと 農業版BCP



農林水産省

はじめに

近年、自然災害等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。

こうした中、農業者の皆様が自然災害や家畜伝染病等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しました。

このチェックリストと農業版BCPは、

- ・自然災害や家畜伝染病等のリスクに対する備えの意識やMAFFアプリなど同リスクに係る注意喚起システムへの関心を高めて頂くとともに、
- ・台風被害等の軽減のための取組事例等（災害の教訓）の提供や
- ・農業保険などセーフティネットへの加入の契機となることを目的に作成しています。

是非、積極的にご活用いただき、今後の自然災害や家畜伝染病等への備えに活かしていただくことを期待しています。

※ なお、個々の経営や地域等によってリスクは様々なため、本パンフレットに掲載している「チェックリスト・農業版事業継続計画書」をフォーマットとして、さらに経営形態に適したものを作成・活用頂くことも推奨しています。

チェックリスト、農業版BCPのフォーマットについては
農林水産省ホームページにも掲載していますので、是非ご活用下さい。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html
(農林水産省ホームページ)

農業版BCP 農水省



自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【リスクマネジメント編】の活用方法

このような時のためにご活用下さい

ケース1

日頃からリスクに備えるために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「リスクの把握」「予防」の分類項目を用いて、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「**MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか**」などのチェック項目があります。



リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			畜産
事業者名					
チェック実施日					
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症、家畜伝染病等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	3	新型コロナウイルス感染症について、「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
リスク全般	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	3	畜産用の災害対策等について、「農業技術の基本指針」や技術指導通知等のマニュアルの参照などを通じ知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	5	飼料調製施設や飼料貯蔵庫、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	6	集排水路等の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する

ケース2

台風等襲来の直前対策のために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「直前対策」の分類項目を用いて、台風等に特化して直前に備えておくべき項目についてチェックできます。

例えば、「**飼料収穫機やマニアスプレッダー等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか**」などのチェック項目があります。



直前 の 対 策	予 見 可 能 な リ ス ク に 対 す る 直 前 の 備 え	台 風 等 に 対 す る 直 前 の 備 え	最新気象情報、警報、注意報をナゲツクしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応する
			緊急時の連絡体制や出動体制を講じましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			コンテナやプラスチックパレットなど飛来が予想されるものを片づけたり固定しましたか？また、燃料タンク・ガスボンベ等をしっかり固定しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			倉庫・施設などの戸締まりは行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			飼料収穫機やマニアスプレッダー等の農業機械や各種農機具などを事前に高台や屋内に移動させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			家畜を適切な場所へ避難させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			家畜を少なくとも1週間以上飼養できる在庫量を確保しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			河川の増水等のリスクを考慮して、在庫を分散して保管しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			飲水の貯留タンクの設置やくみ上げポンプなどを準備しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			排水路や排水溝等の点検、ゴミの除去や補修・再整備等を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			これまで冠水したことのあるほ場や地域では、速やかな排水を行うために排水ポンプの準備をしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			事前に収穫可能な飼料作物を収穫するようにしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			収穫物は、適切な場所に保管しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			停電	飼養管理、搾乳や生乳冷却が継続できるよう、非常用電源を準備し、必要な装置に接続しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【事業継続編】と農業版BCPの活用方法

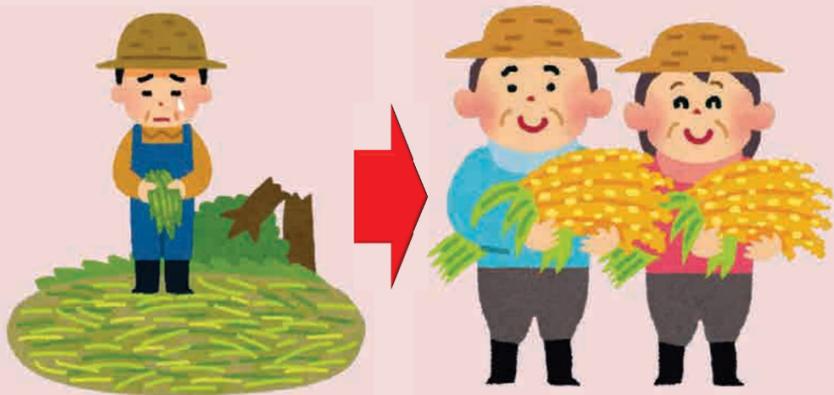
このような時のためにご活用下さい

ケース3

被災後の復旧・事業継続のために

チェックリスト「事業継続編」を用いて、被災後の事業継続の観点から、インフラや経営資源等、事前に被害を想定し、対策しておくべき事項についてチェックできます。

例えば、「**収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか**」などのチェック項目があります。



事業継続編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			畜産	
事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限	
基本方針の策定	1	災害発生時の基本方針を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
重要業務・ 目標復旧時間 の検討	2	緊急事態時において一番優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	3	重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
被害想定と 影響	インフラ	4	電気・水道（農業用水含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		5	PCや電話等が使えなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		6	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		7	負傷などで業務ができなくなった場合や家族構成員・雇用者などが畜舎等に来られなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する

さらに、チェックリスト「事業継続編」の各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、農業版BCPが作成されます。（農林水産省ホームページに掲載しているEXCEL版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。）



農業版事業継続計画書		簡易版			
策定・改定日	2021年4月1日	従業員・家族共有日 (原則策定・改定日から1ヶ月以内)	2021年4月15日	次回改訂予定日 (原則1年毎に改訂)	2022年4月1日
1. 基本方針					
緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。					
1	人命を守る				
2	取引先への牛乳の出荷を行えるようにする（牛乳の供給責任を果たす）				
3	従業員の雇用を守る				
2. 重要業務と目標復旧時間					
以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。					
重要業務	搾乳業務				
目標復旧時間	直ちに（12時間以内）				
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応（代替手段等）					
種別	影響	対応（代替手段等）			
電気	（搾乳機が動かないため、）搾乳ができない	自家発電機（事務所保管）の利用			
ガス	（お湯が出ないため、）搾乳後のパイプライン洗浄ができない	十分な洗浄ができないため、廃棄（復旧までの間は乳房炎予防のために搾乳）			
水道（農業用水含む）	飼養管理ができない	井戸水・貯水タンク・河川水のみ上げポンプ・雨水の使用			
情報通信	取引先へ連絡がとれない	携帯電話で対応可能			
交通	集乳車、飼料運搬車の運行ができない	備蓄飼料の利用や、業者と事前に集乳や配送の代替ルート进行调整			
ほ場等	乳用牛と仔牛の避難が必要	あらかじめ避難場所と避難ルートを決めておく			
その他					
4. 事前対策の実施状況					
分類	項目				
安否確認手段	LINE	連絡体制	社長より全員に安否確認連絡		



BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

※事業継続計画（BCP）とは・・・

事業継続計画（BCP）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害等への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。

事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限	
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症、家畜伝染病等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	3	新型コロナウイルス感染症について、「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
予防	リスク全般に対する事前の備え	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		3	畜産用の災害対策等について、「農業技術の基本指針」や技術指導通知等のマニュアルの参照などを通じ知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		5	飼料調製施設や飼料貯蔵庫、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		6	集排水路等の保守点検、また傷んだ箇所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		7	飼料収穫機やマニアスプレッター等の農業機械や各種農機具などへの被害を防止するための避難場所を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		8	家畜を避難させる必要が生じた場合に備え、家畜の避難方法や避難場所を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		9	多数の家畜がへい死した場合の処理方法は確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		10	家畜伝染病の発生予防のために、手指消毒、衣服・靴の交換、防鳥ネット等の設置等の飼養衛生管理基準を遵守していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		11	家畜伝染病の発生に備え、殺処分した家畜等の埋却地の確保はしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		12	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		13	家畜共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
直前の対策	予見可能なリスクに対する事前の備え	情報収集等	最新の気象情報、警報、注意報をチェックしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			緊急時の連絡体制や出勤体制を講じましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		畜舎等周辺対策	コンテナやプラスチックパレットなど飛来が予想されるものを片づけたり固定しましたか？また、燃料タンク・ガスボンベ等をしっかり固定しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			倉庫・施設などの戸締まりは行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			飼料収穫機やマニアスプレッター等の農業機械や各種農機具などを事前に高台や屋内に移動させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			家畜を適切な場所へ避難させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		飼料・燃料・飲水の備蓄	家畜を少なくとも1週間以上飼養できる在庫量を確保しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			河川の増水等のリスクを考慮して、在庫を分散して保管しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			飲水の貯留タンクの設置やくみ上げポンプなどを準備しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
		飼料作物への対策	排水路や排水溝等の点検、ゴミの除去や補修・再整備等を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			これまで冠水したことのあるほ場や地域では、速やかな排水を行うために排水ポンプの準備をしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			事前に収穫可能な飼料作物を収穫するようにしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
			収穫物は、適切な場所に保管しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
停電対策	飼養管理、搾乳や生乳冷却が継続できるよう、非常用電源を準備し、必要な装置に接続しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
	非常用電源の動作確認や燃料の確保を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		

事業者名								
チェック実施日								
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合) 対応期限			
被災後の事業継続	基本方針の策定	1	災害発生時の基本方針を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
	重要業務・ 目標復旧時間 の検討	2	緊急事態時において一番優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
		3	重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
	被害想定と 影響評価	インフラ	4	電気・水道（農業用水含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			5	PCや電話等が使えなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			6	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		経営資源	7	負傷などで業務ができなくなった場合や家族構成員・雇用者などが畜舎等に来られなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			8	畜舎や搾乳機・飼料収穫機等の事業に不可欠な施設・設備・農業機械等が損壊等により使用できなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			9	畜舎や家畜に重大な被害があった場合に、重要業務への影響とその対応（復旧手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	10		復旧等に費用が発生し資金繰りが逼迫する場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
	事前対策の実施	ヒト	11	災害発生時に業務時間内外問わず、安否確認など従業員と連絡をとる手段はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			12	畜舎等の安全が保てない場合の避難場所は決めてありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			13	家族構成員や雇用者の欠員発生時に代替要員を確保できる体制になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			14	災害発生時の出勤や帰宅に関するルールを定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
		モノ	15	畜舎や搾乳機・飼料収穫機等の事業において不可欠な施設・設備や農業機械等が使用できなくなった場合の代替手段や復旧手段を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			16	燃料、飼料、動物用医薬品等の事業において不可欠な生産資材の調達に支障が生じた場合の代替手段を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			17	非常時用の食料品や医療品、ヘルメット等の防災グッズは十分な量が備えられていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
			カネ／ セーフ ティ ネット	18	非常時における運転資金等のための手元資金（預貯金や融資、回収可能な売掛金等）の備えはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				19	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
				20	家畜共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する
	情報	21	民間の損害保険等の補償内容を理解するとともに加入はしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
		22	取引先・関係機関（JA、農業共済組合等）の連絡先・担当者等の重要情報はバックアップをとる等により、災害時でも活用できる状態になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
		地域連携	23	事業の復旧等に際し、地域（行政、JA等）や取引先等との協力体制はできていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する	
	緊急時の 体制整備	24	災害発生時における責任者等とその代理者を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		
		25	災害発生時における時期・状況に応じた具体的な復旧手順と役割分担はできていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	までに 対応する		

5 日頃から緊急時における対応を家族や雇用者と話し合い、繰り返しチェックリストによる確認を行うことが重要です。

策定・改定日

従業員・家族共有日
(原則策定・改定日から1ヶ月以内)

次回改訂予定日
(原則1年毎に改訂)

1. 基本方針

緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

- 1
- 2
- 3

2. 重要業務と目標復旧時間

以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。

重要業務	
目標復旧時間	

3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)

種別	影響	対応(代替手段等)
電気		
ガス		
水道(農業用水含む)		
情報通信		
交通		
ほ場等		
その他		

4. 事前対策の実施状況

分類	項目		
ヒト	安否確認手段		連絡体制
	避難場所		
	欠員時の対応		
	その他		
モノ	設備使用不可時の対応		
	調達支障時の対応		
	その他		
カネ	手元資金		
	その他		備考
セーフティネット	保険加入		
	その他		備考
情報	重要情報保管場所		
	PC等使用不可時の対応		
	その他		
地域連携			

5. 緊急時の体制

統括責任者(代理者)	事業継続担当責任者(代理者)

【初動対応フェーズ】(目安:緊急事態発生~24時間以内)

○状況確認

確認対象	担当者
役員・従業員	家族を含めた安否確認
建物・設備	ITを含む状況
その他事業資源	肥料・飼料・農薬等の在庫
取引先	状況確認
インフラ	電気・ガス・水道・交通等の状況
その他	

○備蓄品の状況

	その他:
救急箱	
飲料水	
食料	
ヘルメット	

○出勤・帰宅ルール

状況	原則ルール
出勤時	
在宅時	
その他	

【事業継続フェーズ】(目安:初動対応完了後~)

○重要業務継続の具体的方法

対応手順	担当者

BCP策定後の運用

日頃から緊急時における対応を家族や雇用者と話し合ったり、実際に訓練を行っておくことが重要であり、そうすることで緊急時における各人の行動が明確になり、復旧までの時間を短縮できます。また、「1年に1回は見直す」「策定したら1ヶ月以内に皆で確認する」などルールを決めて、運用を心掛けることが重要です。

農業者と農林水産省をつなぐ
新たなコミュニケーションツール

MAFFアプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。



Android



iOS

自然災害等のリスクから農業経営を守る2つの仕組み

MAFFアプリ

農業保険

チェックリストを使用の際には是非ご活用下さい

様々な
リスク
をカバー
したい方

収入保険をおすすめします！

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害
リスク
をカバー
したい方

農業共済をおすすめします！

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

※収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等を利用することもできます。

農業保険は国の公的保険制度で保険料（掛金）の国庫補助があります

詳しくはお近くの農業共済組合まで
お問い合わせください。



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

農業共済に関するパンフレット等

- 1 農業者のみなさん！リスクへの備えはできていますか？
- 2 収入保険のポイントをご紹介するパンフレット
- 3 収入保険パンフレット
(様々なリスクから農業経営を守ります!)
- 4 収入保険の掛金の安いタイプ(補償の加減の設定パンフレット)
- 5 あなたの地域にもリスクは存在します（施設園芸向け）
- 6 園芸施設共済パンフレット
- 7 各地域の農業共済組合（NOSAI）連絡先一覧

農業者のみなさん！ リスクへの備えはできていますか？



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



よっしゃ！

農業保険がサポートします！！



様々な
リスク
をカバー
したい方

収入保険をおすすめします！

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害
リスク
をカバー
したい方

農業共済をおすすめします！

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

※収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等を利用することもできます。

農業保険は国の公的保険制度で、保険料（掛金）の国庫補助があります。

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、**自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

◎収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年の新規加入者は、2年間(令和5年の新規加入者は3年間)の同時利用ができます。令和7年以降の新規加入者は同時利用できません。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

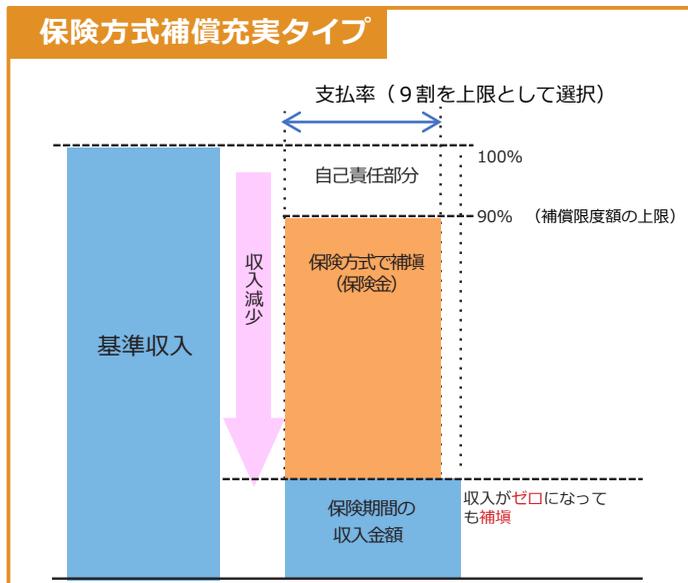
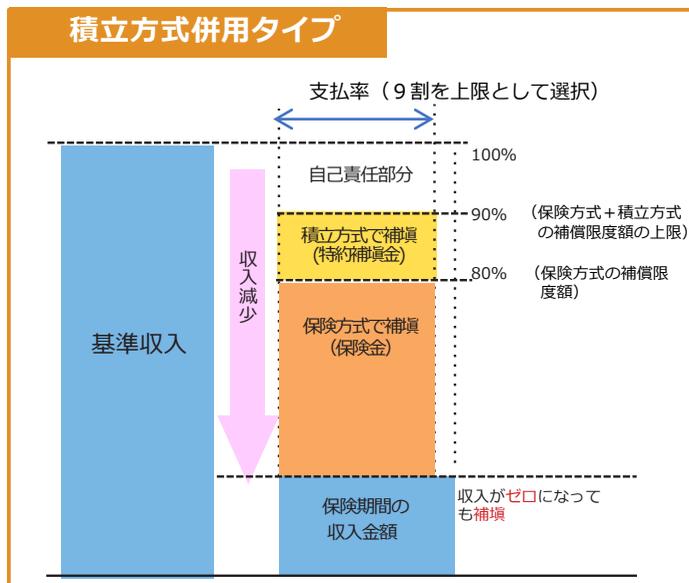
- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填**します。

※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

(4) 保険料、積立金等

● 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。(任意加入)

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変動します。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

● 共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

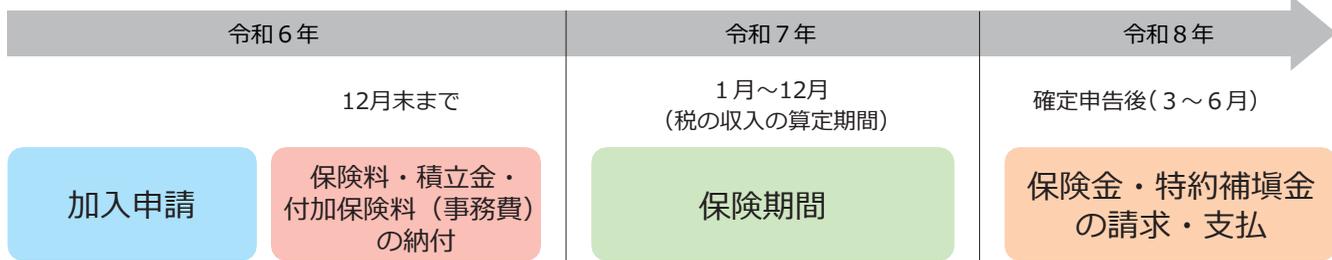
インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和7年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

(2024.8)

「収入保険」は、 様々なリスクから農業経営を守ります！

加入者の声をご紹介します！

青色申告 1 年分の実績で加入！

香川県三豊市 渡辺 順基さん
ナバナ50a、スイートコーン10a、ナス13a、ラディッシュ3a

令和 5 年 6 月に勤めていた農業法人から独立し、青色申告を始めました。青色申告1年分の実績で収入保険に加入できるので、経営上のメリットを感じました。毎年のように各地で異常気象が続き、収入減少を心配していましたが、収入保険で備えられているので安心です。収入が補てんされるので、新しい作物に挑戦することもでき、今回初めてラディッシュを作付けしました。



米価下落も補償！収入保険の必要性を実感！

鳥取県倉吉市 農事組合法人鋤代表 平久 誠 さん
水稻880a、大豆160a

収入保険は令和 4 年から加入しています。令和 4 年度は米価下落が影響し大きく販売収入が下がりました。収入保険の補てんを受けられたことで、無事に小作料などの支払いができ、大変ありがたかったです。近年、多発する災害に加え、農作物の価格低下による被害も発生しています。収入保険は、安心して農業を続けるためにさらに必要性が増していくのではないかと思います。



異常気象による収入減少があっても、つなぎ融資や 気象災害特例もあり安心感あり！

秋田県男鹿市 鈴木 力さん
ナシ95a

収入保険は令和 5 年から加入しています。同年は、春先の凍霜害や7月の豪雨、8月の猛暑による高温障害で売り上げが5割ほどまで減少。確定申告を待たずに『つなぎ融資』を申請し、迅速な対応と無利子であることに大変助けられました。新設された気象災害特例は、収入が大きく減少した年の基準収入を上方修正してくれるので、異常気象による収入減少の対策として安心感があります。



全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します！



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ◎ 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年の新規加入者は、2年間（令和5年の新規加入者は3年間）の同時利用ができます。令和7年以降の新規加入者は同時利用できません。
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

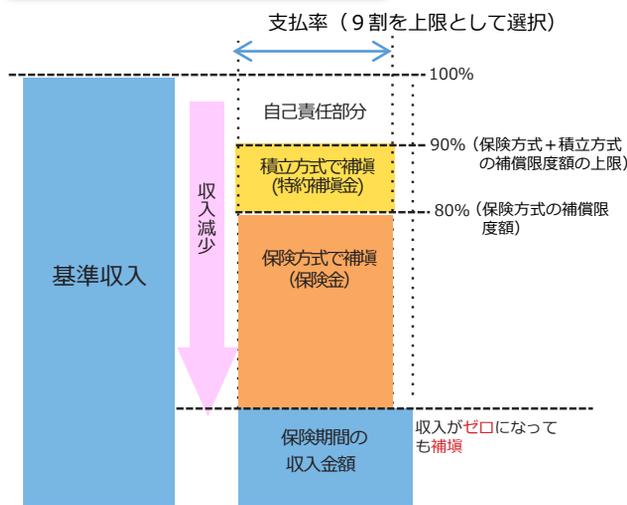
保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

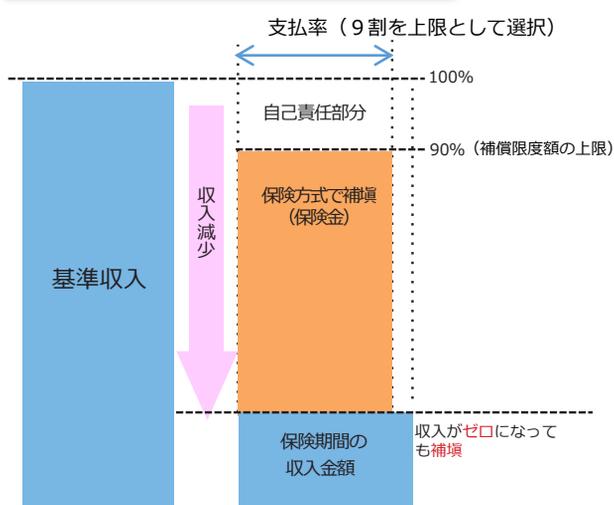
収入保険の補填方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます（※5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料 (事務費)	2.2万円	付加保険料 (事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合

新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
- 自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

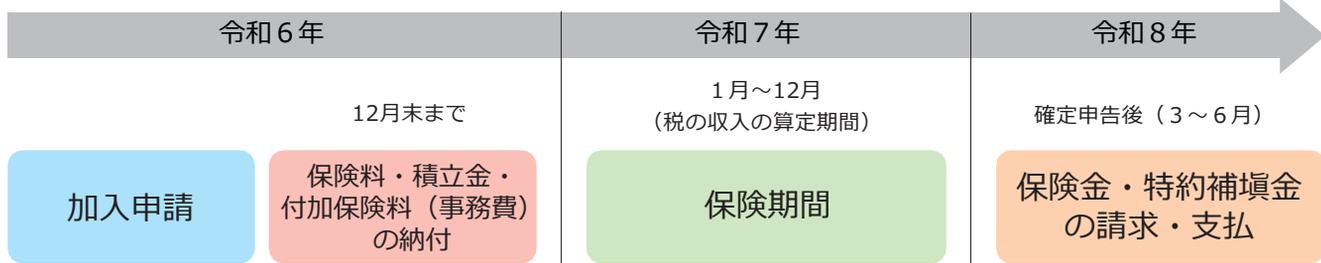
無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から無利子のつなぎ融資を受けることができます。

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和7年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

収入保険に関心のある方は、全国農業共済組合連合会
又は相談窓口へお問い合わせください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL: 03-6265-4800(代)

ホームページ: <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)

都道府県	相談窓口	TEL	都道府県	相談窓口	TEL	都道府県	相談窓口	TEL
北海道	北海道農業共済組合本所	011-271-7235	山梨県	山梨県農業共済組合本所	055-228-4711	島根県	島根県農業共済組合本所	0853-22-1478
青森県	青森県農業共済組合本所	017-775-1165	新潟県	新潟県農業共済組合本所	025-282-5149	岡山県	岡山県農業共済組合本所	086-230-5569
岩手県	岩手県農業共済組合本所	0198-29-5939	富山県	富山県農業共済組合本所	076-461-5333	広島県	広島県農業共済組合本所	082-262-4711
宮城県	宮城県農業共済組合本所	0229-87-8284	石川県	石川県農業共済組合本所	076-239-3111	山口県	山口県農業共済組合本所	083-972-7500
秋田県	秋田県農業共済組合本所	018-884-5254	福井県	福井県農業共済組合本所	0778-53-2701	徳島県	徳島県農業共済組合本所	088-622-7731
山形県	山形県農業共済組合本所	023-665-4700	長野県	長野県農業共済組合本所	026-217-5919	香川県	香川県農業共済組合本所	087-899-8977
福島県	福島県農業共済組合本所	024-521-2730	岐阜県	岐阜県農業共済組合本所	058-270-0082	愛媛県	愛媛県農業共済組合本所	089-941-8135
茨城県	茨城県農業共済組合連合会	029-215-8882	静岡県	静岡県農業共済組合	054-251-3511	高知県	高知県農業共済組合本所	088-856-6550
	いばらき広域農業共済組合本所	029-350-8815	愛知県	愛知県農業共済組合本所	052-204-2411	福岡県	福岡県農業共済組合本所	092-721-5521
	鹿行農業共済組合	0299-90-4000	三重県	三重県農業共済組合本所	059-224-0505	佐賀県	佐賀県農業共済組合本所	0952-31-4171
	茨城県西農業共済組合	0296-30-2912	滋賀県	滋賀県農業共済組合本所	077-524-4688	長崎県	長崎県農業共済組合本所	0957-23-6161
栃木県	栃木県農業共済組合本所	028-683-5531	京都府	京都府農業共済組合本所	075-222-5700	熊本県	熊本県農業共済組合本所	0964-25-3207
群馬県	群馬県農業共済組合本所	027-251-5631	大阪府	大阪府農業共済組合本所	06-6941-8736	大分県	大分県農業共済組合本所	097-544-8110
埼玉県	埼玉県農業共済組合本所	048-645-2141	兵庫県	兵庫県農業共済組合本所	078-332-7166	宮崎県	宮崎県農業共済組合本所	0985-27-4288
千葉県	千葉県農業共済組合本所	043-245-7447	奈良県	奈良県農業共済組合本所	0744-21-6312	鹿児島県	鹿児島県農業共済組合本所	099-255-6161
東京都	東京都農業共済組合	042-381-7111	和歌山県	和歌山県農業共済組合本所	073-436-0771	沖縄県	沖縄県農業共済組合本所	098-833-8132
神奈川県	神奈川県農業共済組合本所	0463-94-3211	鳥取県	鳥取県農業共済組合本所	0858-37-5631			



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中!
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

〈お問い合わせ先〉

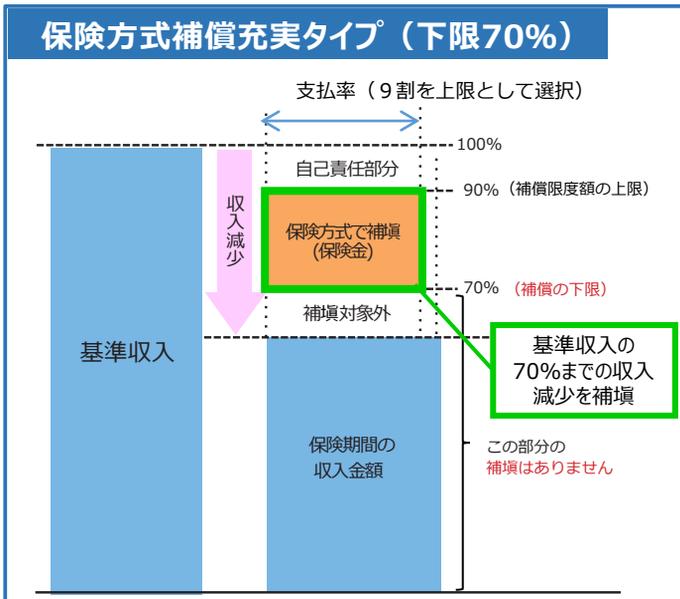
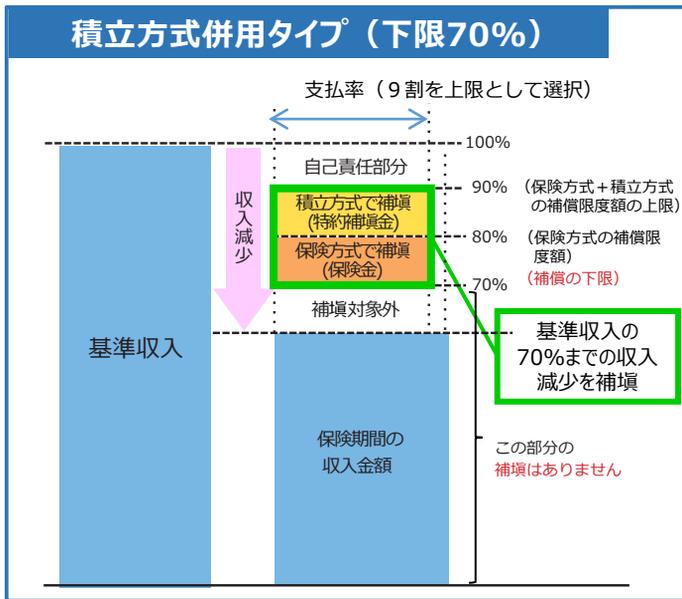
99 農林水産省経営局保険課 (03-6744-7147) (2024.8)

収入保険は補償の下限を選択することで、

保険料を安くできます！

(補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます)

- 例えば基準収入が1,000万円で**基準収入の70%を補償の下限として選択**した場合、保険期間の収入が700万円になったときは、いずれのタイプも同じ**180万円**の補填が受けられます。ただし、**700万円を下回った分の補填はありません**。



- 補償の下限を設けない場合と比較すると、保険料は、積立方式併用タイプで**約4割**、保険方式補償充実タイプで**約2割**安くなります。

基準収入が1,000万円の場合に農業者が負担するお金

	積立方式併用タイプ [°] (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ [°] (保険方式90%、支払率90%)	
補償の下限を設けない場合 補填金 最大810万円	保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
	積立金	22.5万円	積立金	-万円
	付加保険料 (事務費)	2.2万円	付加保険料 (事務費)	2.2万円
	合計	35.5万円	合計	25.2万円
基準収入の70%を補償の下限とした場合 補填金 最大180万円	保険料	6.1万円	保険料	18.4万円
	積立金	22.5万円	積立金	-万円
	付加保険料 (事務費)	1.9万円	付加保険料 (事務費)	1.9万円
	合計	30.5万円	合計	20.3万円

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課 (03-6744-7147) へお問い合わせください。

収入保険

検索



身近な**災害リスク** を知っていますか (施設園芸向け)

近年、日本各地で頻発する**大規模な自然災害**が、あなたの営農する地域で起こらないという保証はありません。



災害の発生リスクに応じて、被害の未然防止や被害を受けてしまったときの補償など、日頃からの**備えが重要**です。



園芸施設共済、収入保険の詳細はコチラ

農業保険

検索

農林水産省

令和6年5月版

自然災害は日本各地で発生しています！



台風

- 台風は、平均的に**毎年3個が上陸**しています。
※1994～2023の30年間の平均
- 近年、台風が強い勢力を保ったまま上陸し、**観測史上1位**となる**最大瞬間風速**や**降水量**などが**各地で記録**されています。

台風被害の様子



台風の上陸数

年	上陸数	年	上陸数	年	上陸数
1994	3	2004	10	2014	4
1995	1	2005	3	2015	4
1996	2	2006	2	2016	6
1997	4	2007	3	2017	4
1998	4	2008	0	2018	5
1999	2	2009	1	2019	5
2000	0	2010	2	2020	0
2001	2	2011	3	2021	3
2002	3	2012	2	2022	3
2003	2	2013	2	2023	1

令和5年 台風13号

10地点で**1時間降水量の記録更新**(東京都三宅村三宅坪田で123.5mmなど)

令和4年 台風15号

6地点で**24時間降水量の記録更新**(静岡県静岡市鍵穴で405.0mmなど)

令和2年 台風10号

33地点で**最大瞬間風速の記録更新**(長崎県野母崎で59.4mなど)

令和元年 台風19号

103地点で**24時間降水量の記録更新**(神奈川県箱根町で942.5mm(全国歴代1位)など)

※気象庁データより



竜巻

- 竜巻は、平均的に**毎年17件**の発生が確認されています。
※2013～2023年の平均、海上竜巻を除く(気象庁データより)
- 令和3年5月にも、静岡県中部で**竜巻による被害**が発生。

竜巻の発生確認数

年	件数	年	件数
2013	33	2019	10
2014	21	2020	11
2015	26	2021	15
2016	18	2022	15
2017	10	2023	12
2018	21	平均	17

特別警報の発表件数

※特別警報とは、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表し、最大限の警戒を呼びかけるものです。

- 平成25年8月30日から運用が開始され、**11年で1,879件(1年あたり平均約171件)**の特別警報が発表されています。



大雪

➤ 近年、**平年の2倍を超える積雪となる大雪**や**短時間に降り積もる大雪が発生**しています。

※気象庁データより

雪による被害の様子

令和3年1月大雪

全国6地点で150センチを超える降雪
(新潟県高田で**24時間降雪量103cm**など)

令和2年12月大雪

全国11地点で200センチを超える降雪
(群馬県藤原で**291cm**など)

平成26年2月大雪

24地点で平年の200%を超える積雪
(山梨県甲府市で**814%**など)



地震

震度5以上の地震の発生回数

年	発生回数	年	発生回数
2014	9	2019	9
2015	10	2020	7
2016	33	2021	10
2017	8	2022	15
2018	11	2023	8

➤ 令和6年1月1日に石川県能登半島を震源とする地震が発生し、**震度7**を観測。**ハウスの損壊**など広範囲に被害が発生。



大雨

➤ 近年、**大雨や短時間豪雨の発生回数が増加**しています。

※統計が始まってから最初の10年間（1976～1985）の平均と最近10年間（2014～2023）の平均とを比較。

大雨

(日降水量200mm以上)

全国1,300地点において1日当たりの降水量が200mm以上となる平均年間日数は、統計開始後最初の10年間では約160日でしたが、最近10年間の平均では**約251日**となるなど、**約1.6倍に増加**しています。

※全国[アメダス]日降水量200mm以上の年間日数より

短時間豪雨

(1時間降水量80mm以上)

全国1,300地点において1時間当たりの降水量が80mm以上となる平均年間発生回数は、統計開始後最初の10年間では約14回でしたが、最近10年間の平均では**約24回**となるなど、**約1.7倍に増加**しています。

※全国[アメダス]1時間降水量80mm以上の年間発生回数より

その他の自然災害（落雷や降雹など）

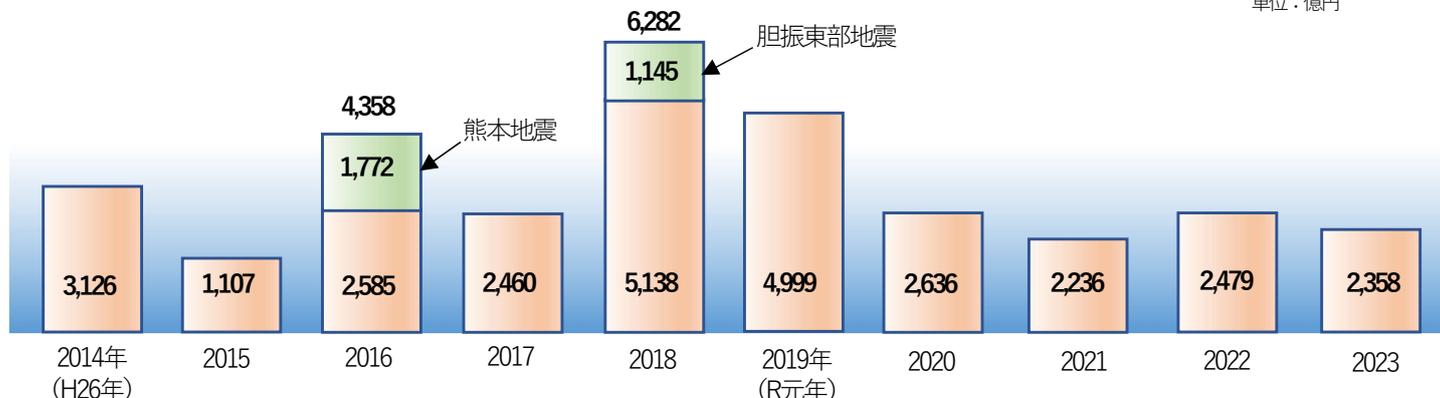
➤ **落雷や降雹**は発生しやすい時期や地域に偏りがありますが、園芸施設共済に加入している農業用ハウスや附帯施設では、令和5年度中に**落雷による被害が1,200棟以上、降雹による被害が800棟以上**（※）発生しています。 ※令和5年度園芸施設共済の実績（令和6年5月現在）

農林水産業への被害は毎年発生しています！

- ▶ 農林水産関係の自然災害による被害額の最近10年間の平均は、**約3,204億円**となっており、その中でも**2018～2019年は2年連続で台風による甚大な被害**が発生！

過去10年の農林水産関係の自然災害による被害額

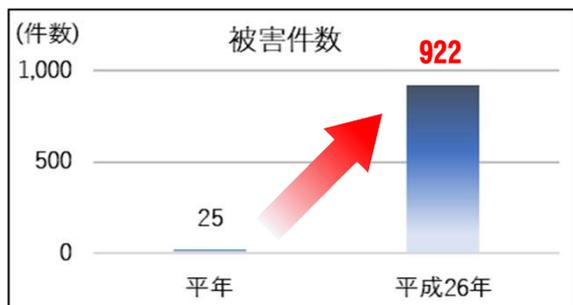
資料：農林水産省作成
注：2023年の被害額は、
2024年3月末時点の数値
単位：億円



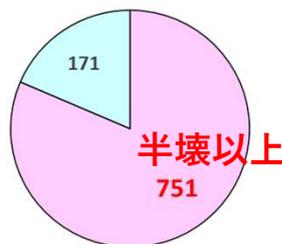
農業用ハウスに大規模な被害が発生しています！

山梨県 平成26年（2014年）2月に大雪が発生

- 被害件数は**平年の37倍！**
- 1棟当たりの平均的な被害額は**約44万円！**



被害件数のうち半壊以上の件数

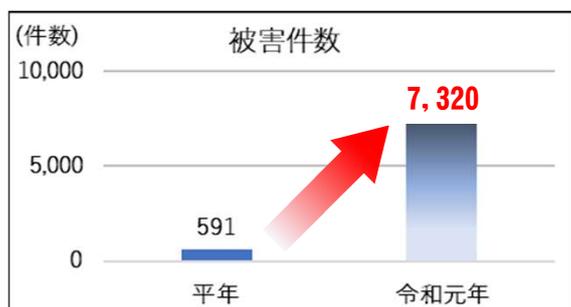


- 被害件数の**約8割が半壊以上の被害**
(約4割は全壊！)

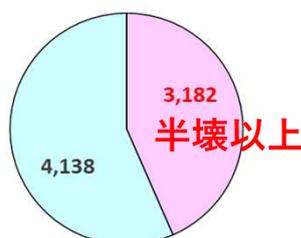
※山梨県における園芸施設共済に加入しているパイプハウスの1～3月事故による比較。平年は過去10年間（平成25年～令和5年）の平成26年を除いた平均。

千葉県 令和元年（2019）年に台風15号・19号が襲来

- 被害件数は**平年の12倍以上！**
- 1棟当たりの平均的な被害額は**約26万円！**



被害件数のうち半壊以上の件数



- 被害件数の**約4割が半壊以上の被害**
(約1割は全壊！)

※千葉県における園芸施設共済に加入しているパイプハウスの9月・10月事故による比較。平年は過去10年間（平成25年～令和5年）の令和元年を除いた平均。

施設園芸農家のための

園芸施設共済

自然災害で大切なハウスが損壊したら・・・
もしもの時の備えはできていますか？



台風

大雪

竜巻

大雨

降雹

地震

園芸施設共済は、農業用ハウスのための保険です。
被災時のハウスの再建を手厚くサポートします！



お見積り・加入のご相談はお住いの近くの農業共済組合(NOSAI)までお気軽にお問合せください。



標準コースのご案内



補償対象となる事故

- 台風や大雪などの自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

ポイント



- ①最近頻発する**台風や大雪**などの**自然災害に対応**。火災保険などではオプションとなっていることも多い**地震、津波、噴火も標準で補償**
- ②**自然災害以外にも**、火災や車両の衝突など**幅広く補償**

補償額

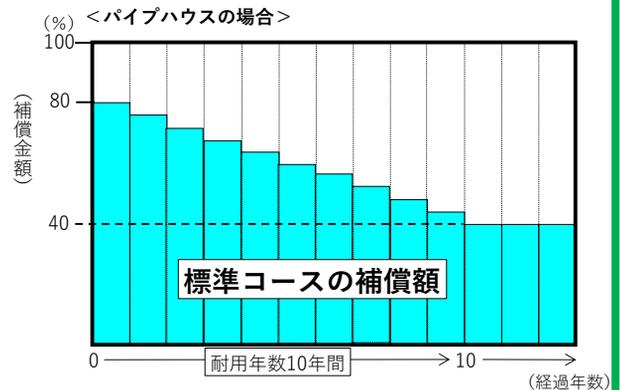
- 築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の8～4割を上限）を設定

ポイント

年数経過により資産価値が下がり、補償額は小さくなっていきますが、耐用年数経過後は据え置きになります。つまり…



古くなったハウス本体も、新築時の資産価値の4割まで補償



補償の下限（補償される最小の損害額）

- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に**、損害の程度に応じて共済金をお支払い

補償期間

- **1年間**

掛金

- 掛金の半分は国が負担**（補償額が1.6億円までの掛金）
- 共済金の受取額に応じて、翌年以降の掛金率が増減する仕組み

例：パイプハウス（新築時426万円、4年経過）

標準コース	
掛金 26,000円	全損した場合の共済金 283万円

※ 試算の前提：パイプハウス（19mm）、10a、新築時の資産価値426万円、現在価値353万円、4年経過（被覆材は毎年張替）、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金

ポイント



- ①**掛金の半分を国が負担**しており、掛金の負担が軽減されています
- ②**無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引**き（標準的な掛金率から**最大5割引**に）

補償を手厚くしたい場合



古いハウスも、万が一のときは十分な補償がほしい

補償額の上乗せ特約

○特約を付加すれば、**築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償**します。

特約①：復旧費用特約（被覆材は補償対象外）

復旧を条件に、新築時の資産価値の**最大8割**まで補償

特約②：付保割合追加特約

新築時の資産価値の**最大2割**を補償

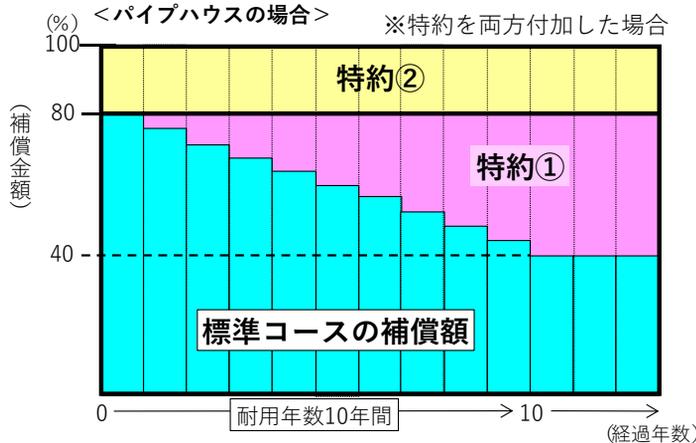
※この特約は、両方を付加又はいずれか1つのみを付加することも可能です。

※特約②は付保割合8割を選択した場合に付加することが可能です。

※この特約には国の掛金補助はありません。

充実コース (標準コース+特約①+特約②)	
掛金 45,200円	全損した場合の共済金 426万円 [新築時の資産価値までUP]

※試算の前提は標準コースと同じ。



ビニールが破れただけでも補償してほしい

小さな損害も補償する特約

○特約を付加すれば、**損害額が1万円を超える場合に、損害の程度に応じて共済金をお支払い**。

特約の追加掛金
+100円程度

※試算の前提は標準コースと同じ。
※この特約には国の掛金補助はありません。



ハウス以外も補償してほしい

ハウス以外も補償対象に

○暖房器具、発電設備、栽培棚などの**附帯施設**や損害を受けた施設の**撤去費用**も補償の対象に追加できます。

○ハウス内の農作物は**収入保険**への加入がおすすめです。

掛金を安く抑えたい場合



大きな被害だけ補償されれば良いから、掛金を抑えたい

掛金の割引

- **小さな被害を補償範囲から外す** ことにより、**掛金が大幅割引** になります。

標準コース
損害額が 3万円 (又は共済価額の 5%) を超える場合に補償 掛金 26,000円 全損時の共済金 283万円

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が 10万円 を超える場合に補償 掛金 14,800円 (43%割引)	全損した場合の共済金 283万円 ※標準コースと同じ金額
損害額が 20万円 を超える場合に補償 掛金 8,500円 (67%割引)	
損害額が 50万円 を超える場合に補償 掛金 3,100円 (88%割引)	
損害額が 100万円 を超える場合に補償 掛金 1,100円 (96%割引)	

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

- ※ **【補償額の上乗せ特約】との組み合わせも可能** です。大きな被害が発生した場合に、より多くの共済金が支払われます。

充実コース (標準コース+特約①+特約②)
損害額が 3万円 (又は共済価額の 5%) を超える場合に補償 掛金 45,200円 全損時の共済金 426万円

小さな被害を補償範囲から外すコース	+	補償額の上乗せ特約 (特約①+特約②)
損害額が 10万円 を超える場合に補償 掛金 25,900円 (43%割引)		全損した場合の共済金 426万円 ※充実コースと同じ金額
損害額が 20万円 を超える場合に補償 掛金 15,100円 (67%割引)		
損害額が 50万円 を超える場合に補償 掛金 5,800円 (87%割引)		
損害額が 100万円 を超える場合に補償 掛金 2,200円 (95%割引)		

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は充実コースからの割引率。

その他の割引制度もあります！

- **集団加入割引**

生産部会等の**集団**で加入すると、**掛金を5%割引** します。集団で一斉に加入しましょう。

- **太いパイプハウス等の割引**

太いパイプ (31.8mm以上) ハウスや**補強**により同程度の強度を満たすパイプハウスは、**掛金を15%割引** します。

制度を知りたい場合はコチラ



検索

園芸施設共済

連絡先を知りたい場合はコチラ



検索

農業共済 連絡先

加入された方の声はコチラ



検索

園芸施設共済 声

各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧

具体的な内容や、共済への加入手続き等については、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください

名 称	電話番号
北海道農業共済組合	011-271-7212
青森県農業共済組合	017-775-1161
岩手県農業共済組合	0198-29-5939
宮城県農業共済組合	0229-87-8281
秋田県農業共済組合	018-884-5222
山形県農業共済組合	023-656-8988
福島県農業共済組合	024-521-2715
茨城県農業共済組合連合会	029-215-8881
栃木県農業共済組合	028-683-5531
群馬県農業共済組合	027-251-5631
埼玉県農業共済組合	048-645-2141
千葉県農業共済組合	043-245-7449
東京都農業共済組合	042-381-7111
神奈川県農業共済組合	0463-94-3211
新潟県農業共済組合	025-288-6888
富山県農業共済組合	076-461-5333
石川県農業共済組合	076-239-3111
福井県農業共済組合	0778-53-2701
山梨県農業共済組合	055-228-4711
長野県農業共済組合	026-217-5800
岐阜県農業共済組合	058-270-0081
静岡県農業共済組合	054-251-3511
愛知県農業共済組合	052-204-2411
三重県農業共済組合	059-228-5135

名 称	電話番号
滋賀県農業共済組合	077-524-4688
京都府農業共済組合	075-222-5700
大阪府農業共済組合	06-6941-8736
兵庫県農業共済組合	078-332-7154
奈良県農業共済組合	0744-21-6312
和歌山県農業共済組合	073-436-0771
鳥取県農業共済組合	0120-031-559
島根県農業共済組合	0853-22-1478
岡山県農業共済組合	086-224-5588
広島県農業共済組合	082-262-4711
山口県農業共済組合	083-972-7500
徳島県農業共済組合	088-622-7731
香川県農業共済組合	087-888-2121
愛媛県農業共済組合	089-941-8135
高知県農業共済組合	088-856-6550
福岡県農業共済組合	092-721-5521
佐賀県農業共済組合	0952-31-4171
長崎県農業共済組合	0957-23-6161
熊本県農業共済組合	0964-25-3200
大分県農業共済組合	097-544-8110
宮崎県農業共済組合	0985-27-4288
鹿児島県農業共済組合	099-255-6161
沖縄県農業共済組合	098-833-8188

農林水産省経営局保険課

03-6744-2175

(2024.4)